

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

1 日時

令和2年3月2日（月曜日）

午前10時1分開会、午後3時13分散会

（休憩 午前11時59分～午後1時3分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員

4 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、安藤併任書記、昆併任書記

5 説明のため出席した者

上田農林水産部長、佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長、小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長、伊藤農村整備担当技監、橋本林務担当技監、石田水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁港担当技監、菊池競馬改革推進室長、千葉理事心得、米谷農林水産企画室企画課長、山本農林水産企画室特命参事兼管理課長、菊池団体指導課総括課長、佐藤団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、藤代農業振興課総括課長、今泉農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、三河農村計画課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、工藤森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、西島森林保全課総括課長、工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、内藤漁港漁村課漁港課長、竹澤競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監

6 一般傍聴者

なし

7 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第51号 岩手県県産木材等利用促進基本計画の策定に関し議決を求める

ことについて

イ 議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2項 畜産業費

第3項 農地費中 農林水産部関係

第4項 林業費

第5項 水産業費

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

第3条第3表中

2変更中 1～3

ウ 議案第54号 令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第4号）

エ 議案第55号 令和元年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）

オ 議案第56号 令和元年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

カ 議案第67号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

キ 議案第68号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて

ク 議案第69号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

ケ 議案第71号 大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第72号 大沢漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

サ 議案第79号 船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

8 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○上田農林水産部長 委員会冒頭ではございますが、お許しを頂戴いたしまして、当部職

員の不祥事についておわびを申し上げます。

去る2月16日、県水産技術センター職員が釜石市内で私用車を酒気帯び運転の上、死亡事故を起こし、現行犯逮捕される事案が発生いたしました。道路交通法の遵守につきましては、これまで機会あるごとに繰り返し注意喚起を行ってきたところではありますが、このような事案が発生したことは、公務に対する県民の信頼を大きく損ねる、あってはならないものであり、まことに遺憾であり、この場をかりて深くおわびを申し上げます。

農林水産部といたしましては、再発防止に向けて、飲酒、酒気帯び運転の撲滅、道路交通法をはじめとする法令の遵守について、改めて職員一人一人に浸透させるべく、一層の指導徹底に努めてまいり所存であります。まことに申しわけございませんでした。

○吉田敬子委員長 最後にこの際がありますので、本報告に関して質疑を行いたい委員がいらっしゃる場合は、最後のこの際で質疑を行うよう、よろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

この際、二戸選挙区の再選挙において当選となり、1月27日、議長において当委員会の委員に指名されました山下正勝委員を御紹介いたします。山下正勝委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○山下正勝委員 おはようございます。山下正勝と申します。何せふなれでございませう。農林水産委員として一生懸命勉強してまいりたいと思っております。皆さん、よろしく願います。

○吉田敬子委員長 初めに、委員席の変更及び指定を行いたいと思っております。今回当委員会の委員になられました山下正勝委員の委員席は5番とし、委員席はただいま御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、議案の審査を行います。初めに、議案第51号岩手県産木材等利用促進基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋林業振興課総括課長 議案第51号岩手県産木材等利用促進基本計画の策定に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただきました岩手県産木材等利用促進基本計画の策定に関し議決を求めることについての説明資料により説明させていただきます。

この計画の策定につきましては、さきの12月定例会におきまして、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定により、報告議案として提出しておりますが、その後のパブリックコメントの実施や森林審議会での説明等を踏まえ、同条例第3条第1項の規定により、策定に関し議決を求めるものであります。

まず、1、策定の趣旨についてであります。この計画は岩手県県産木材等利用促進条例第11条の規定に基づき、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する施策に関する基本的事項、目標等を定めることを目的に策定しようとするものであります。

次に、2、計画案の概要について御説明いたします。(1)の実施期間であります。令和元年度から令和10年度までの10カ年とするものであります。(2)の基本的な目標についてであります。ここに記載しておりますア、県民の豊かな暮らしの実現、イ、環境負荷の低減と県民の快適な生活環境の形成、ウ、森林資源の継承と持続可能な森林経営、林業経験の実現、エ、林業及び木材産業等の発展による本県の経済の活性化、この四つを基本的な目標としております。

(3)の基本的な施策についてであります。アの県産木材等の利用の促進、イの県産木材等の適切な供給の確保、ウの人材の確保、育成、普及啓発等の三つの分野にわたって、15の基本的事項とその基本方向を定めております。

まず、一つ目、アの県産木材等の利用の促進におきましては、住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物における県産木材等の利用の促進など、(ア)から(キ)までの七つの項目を、二つ目、イの県産木材等の適切な供給の確保では、森林資源の循環利用を図るための森林の整備促進など、(ア)から(ウ)までの三つの項目、そして最後に三つ目、ウの人材の確保・育成、普及啓発等では、林業及び木材産業を担う人材の確保、育成など、(ア)から(オ)までの五つの項目を定めております。

次に、A3カラーの概要、基本計画(案)及び行動計画(案)をお手元にお配りしております。このうち、A3判のカラーの概要の説明をさせていただきます。A3カラーの資料、岩手県県産木材等利用促進基本計画(案)及び行動計画(案)の概要をごらんください。この資料は、左側全体と右側の上部、青色の背景の部分でございますが、こちらに今回の議案の内容としております岩手県県産木材等利用促進基本計画(案)を記載しております。また、右側のピンク色の背景の部分、こちらのほうには基本計画に基づき、具体的な施策等を定めます同行動計画(案)を記載しております。

それでは、基本計画について御説明いたします。左側の策定趣旨をごらんください。先ほど御説明しましたとおり、条例の規定に基づき策定しようとするものであります。

その右側、計画の期間、構成であります。計画期間を10年とする基本計画と計画期間を4年とし、具体的な施策を盛り込んだ行動計画による構成としております。

左側に計画の位置づけといたしまして、条例第11条に基づく計画であること、木材利用促進法に規定する都道府県方針であること、このような本計画の策定根拠等を示しております。

次に、左側の中段、第2章のⅠ、基本的な目標と、その下、Ⅱ、基本的な施策につきましては、先ほど資料で御説明しましたとおり、15の基本的事項ごとに丸印にありますような施策の基本方向を定めております。

一番下のⅢ、主要な指標についてであります。県産木材等の利用の目標の達成度を図るため、三つの基本的な施策ごとに主要な指標として、素材需要量など三つの指標を設定いたしました。

右側の第3章、推進体制についてでございますが、Ⅰでは県、市町村を初めとした全ての関係者による主体的な取り組みの推進を、Ⅱでは岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部により、県が率先して木材利用の推進を図ることとしております。

続きまして、右側の岩手県県産木材等利用促進行動計画について御説明いたします。行動計画は、計画期間を令和元年度から4年度までの4カ年とし、基本計画の実効性を確保するため、具体的に取り組むべき施策を定めるものであります。

具体的な施策といたしまして、15の基本方向ごとに、ここでは詳細は御説明しませんが、具体的な施策を示すとともに、それぞれの分野ごとに青色の枠で囲った部分ですが、全部で11の指標を設定しております。

配付資料、岩手県県産木材等利用促進基本計画の策定に関し議決を求めることについての説明資料、A4判の資料に戻らせていただきます。A4の配付資料をごらんください。一番下の3番、計画の策定についてでございますが、本計画につきましては県議会の議決をいただいた後、速やかに基本計画を策定し、県民の方々へ公表をいたしますとともに、計画に沿った施策を展開してまいりたいと考えております。

なお、基本計画（案）及び行動計画（案）の冊子につきましては添付しておりますが、ここでは説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 岩手県県産木材等利用促進条例ができて、早速この行動計画がまとめられたということで敬意を表したいと思っております。この計画について、そのとおりのことというふうにするわけですが、どうやって実効性を高めていくのか、この啓発活動など、皆さんから利用していただけるような体制をどう構築していくのかというところが気になります。

それで、こういう木材を利用する際に、国の補助制度や、県の補助制度、市町村の補助制度などがあるわけですが、県の補助制度でいうと、例えば住みたい岩手の家づくり促進事業の補助制度があります。県産木材を使って新築したり、リフォームしたりするときの補助制度や、ペレットストーブを購入したりするときの補助制度がありますが、そのような補助制度が本当に普及しているのでしょうか。それは、広報媒体を通じて一人一人に投げかけるということもあるでしょうけれども、資材を取り扱う建設関係の業者さんと連携をとっていかなければならないことと思っております。どのような補助制度があるのかお聞きしたいと思っております。

例えば、住みたい岩手の家づくり促進事業を見ると、いろいろ組み合わせれば、県産木材を使うと最大で60万円、増改築の場合は最大10万円の助成があるということですが、

ホームページで今回の受け付けは終了しましたと掲載になっていました。そうすると、受け付けは4月から始まって3月までに完成することという条件があります。しかし、一般的には年度と同じようなサイクルで建設計画を立てている人はなかなかいなかったりしているわけで、3月までに完成できない場合もかなりあるのではないかと思います。そういった場合は、どのような対応をするのか、柔軟な対応ができるのか、さまざまな補助制度をどのように運用していくのかお伺いします。

○高橋林業振興課総括課長 住みたい岩手の家づくり促進事業と県の木材利用に関する補助制度についての御質問をいただきました。

住みたい岩手の家づくり促進事業につきましては、省エネの基準を満たした県産木材利用による住宅の新築、リフォーム等については県土整備部の事業になりますが、支援を行っているところでございます。年間の件数については、当部でははっきりしたところを申し上げられませんが、数十件の申請が来ていると伺っております。PRといたしましては、県土整備部から各工務店に周知をしております、県産木材を使って実施をしたいといった施主の方々に、工務店を通じてこのような補助制度があるというようなことを御紹介して、工務店が県土整備部に仲介して申請する仕組みになっていると認識しております。

新築につきましては、県産木材を15立米以上使った場合には20万円、リフォームにつきましては最大10万円と、委員の御説明にあったとおりですけれども、こちらの使用量に応じまして補助金の金額が変わってくるということでもあります。

年間の予算につきましては、詳細の額はわかりませんが、ほぼ年度末に近いところまで是对応していると聞いておまして、最終的に不足する場合には翌年度の実施ができるかどうかという調整を個々の方々としていると。この予算がなくなれば事業終了ということにはなりますけれども、ぎりぎりまで補助できるような努力をしていると伺っております。

御指摘のとおり、追加額については、例えば県産木材の20立方メートル以上の場合には10万円ですけれども、外壁に県産材を使った場合には10万円追加するなど、きめ細かな補助メニューの選択肢があり、使った方々への対応ができるようになっていると伺っています。

当部といたしましては、いわて森の棟梁というような制度を持っておまして、県内の工務店の方々に加入していただいて、県産材を使った住宅の建築を推進しております。こういった施策とあわせまして、補助制度について運用していきたいと思っております。

また、市町村では、これに対して市町村単独の事業を持っておまして、いずれも市町村材、あるいは県産材であればというような幅広いメニューを準備していると伺っております。当部といたしましては、産地証明の制度がございまして、県産材の産地証明、これは関係団体のほうで協議会をつくって実施しておりますけれども、補助を受ける際の産地の証明がしっかりできるような形でバックアップをしているところでございます。

○佐藤ケイ子委員 この制度をもっと広く周知させるためにも、市町村によっては制度がある市町村と、ない市町村があるということで、そういう制度を使っている市町村にはそ

れなりの裏づけを、底支えをできるような県の市町村補助の制度とか、そういったものも検討すべきではないかと思ひますし、金額の上限についても、もう少しアップできるようにきめ細かな制度として、加算がいっぱいあるのですが、それも難しそうだと思ひています。もう少し単純に利用できるような制度にできないのかと思ひます。年度の区切りについても、申請をして完成しなくても繰越明許のような制度にできないのかなと思ひ、柔軟な対応を求めたいと思ひております。県土整備部の関係でもあるでしょうから、今後検討材料にしてもらえないかなと思ひます。

また、ペレットストーブについても、補助制度のある市町村が15市町村ぐらいあって、やっていない市町村もあるわけですから、全県どの地域に住んでもペレットストーブなどを購入した場合は補助が受けられるよう、県と市町村が連携して進めてもらいたいと思ひます。県土整備部とも調整の上、検討いただくようお願いしたいと思ひます。

○高橋林業振興課総括課長 ただいま委員からお話がありましたとおり、補助の制度について単純明快な形にしてほしいとのことですが、説明の仕方もあると思ひます。県土整備部にも申し送りしたいと思ひます。

また、市町村との連携の部分につきましては、市町村への補助というのは、市町村が県の補助に対してかさ上げをしているようなケースが多いと聞いております。もしそういったケースが市町村にない場合には、県の補助は使えるという形になっていると思ひますので、市町村でも可能であればそういった制度を一層広めていくように、この基本計画ができれば市町村にも実施の協議体の中に入れていただきたいと考えておりますので、当部からも働きかけをしていきたいと考えております。

また、ペレットストーブの補助制度についてですが、県による購入補助というのは現在ありませんが、ペレットの確保ということで流通関係がやはり課題となっておりますので、こういったところに県では燃料店などに働きかけを行っておりますし、ペレットストーブ導入に当たって課題があれば、木質バイオマスのコーディネーター3名を県で登用しております。コーディネーターが現地に赴いて御相談に乗るといったようなことも実施しております。このようなことを引き続き進めてまいりたいと考えております。

○田村勝則委員 何点か質問をさせていただきます。何日か前に文藝春秋を読んでいたら、隈研吾さんという方が新国立競技場建設の思いを書いております。なぜ木造にこだわったかということを書いておりますけれども、やはり大きいのは環境にもいいと、それと日本は森林国でもあるということでありまして、それに我が岩手県は乗っていかねばいけないのではないかなと思ひながら読ませていただいたところでございます。

そこで、何点か質問するのですが、まず人材の確保、育成、普及等についてなのですが、過般、岩手県森林・林業会議から令和2年度の要望書が出ておりました。ここに担い手対策等についてこのようなことが書かれております。慢性的に労働力不足が続いており、特に造林、育林の担い手確保は苛酷な労働環境で極めて低賃金のために深刻な状況にありますということと、林業事業体の経営力強化が持続的森林経営にとっては必要であり、事業

体への支援が重要だということが書かれております。

そこでお聞きしますが、現在どのような認識がされているのかということのまず前提を確認したいと思います。林業従事者が5名以下の林業事業体あるいは個人事業主等が6割を占め、小規模、零細な事業体が多いというようなことを聞いております。今度の指標の中に経営体数、令和元年は50、令和4年は70となっているわけですがけれども、先ほどの要望にもありますような経営力強化をどのように図っていくということを見通してお考えになっているのか、お聞きしておきたいと思います。70につなげるための経営力強化というのがどのようなイメージであるのか。

もう一つは、林業アカデミー、私が前任期で農林水産委員のときに始まったわけですが、今回は3回目の卒業生になりますでしょうか。理想はいわて林業アカデミーにおいて将来的に林業経営者の中核となる現場技術者を養成しますということになっておりますけれども、就職率は100%なわけですが、かなりの意欲を持ってきた方々が別の職業から転職しているにもかかわらず、賃金的になかなか恵まれないという話も聞いているところでございます。その辺がこれから中核的な林業に従事する人たちを育てていく上で非常に大事なポイントではないかとも思いますが、その辺の取り組みをどのようにお考えになっているかということをお聞きします。

それと、新規就業者数ですが、毎年110名ずつふやしていくということになっておりますが、県とすれば一つの大きな目標値というのはどの程度に考えているのか。年度ごとの数は20ページに書いてありますが、現状値は109だと、令和元年から110、110、110と継続ということですが、計画値がこれで本当に林業の振興になっていくのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

また、各市町村においては間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てることのできる譲与税になっているわけですが、これを活用して、新たな人材育成確保等に対応している取り組み状況などはどのようになっているのか。大事どころだと思いますので、お伺いします。

○工藤森林整備課総括課長 林業事業体、担い手の育成に関する質問でございます。

まず一つ目、林業事業体の経営能力をどう高めていくかの質問ですが、御指摘がありましたとおり、県内の林業事業体は大体300ほどあります。そのうちの大半が小規模、零細ということで、非常に経営する上ではいろいろな問題があるのは事実です。最近の傾向を見ますと、小さい事業体でありましても高性能林業機械を活用したり、あるいは経営のテクニックを所有者に働きかけをして、森林整備をしていきながら、小さいながらも利益を上げるような事業体が少しずつ出てきております。

県としては、そういった事業体を森林経営管理制度の中で言っている意欲と能力のある経営体ということで、それを登録して育成しております。実際は経営に関するようなセミナーを開催して、経営者の意欲を高めてもらうとか、あるいは非常に高い技術を持っている先生を現場に直接派遣して、技術を高めてもらう取り組みなどをしながら経営体の能力

向上に努めているところであります。この取り組みは、平成18年度から取り組んでいる、地域けん引型林業経営体というときからずっと継続しているものでして、この取り組み自体がやはり成果を出してきている部分ですので、これは引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

あと、賃金に関係ですが、こういった事業体につきましても岩手県林業労働対策基金という県の関係団体があるのですが、そちらのほうで事業体回りをしながら、例えば雇用条件の改善ですとか、働いている方々へきちんと給料を払えるような事業量の確保などの指導をしながら、給料を高めるような取り組みをしているところでございます。

次に、林業アカデミーについてですが、アカデミーにつきましてはやはり賃金の話ですけども、卒業される方々は研修の期間中に県内のいろいろな事業体の説明を聞いております。言ってみれば、県内の事業体はどういう事業体があって、どういう条件で雇用しているのかという情報を入手する仕組みになっておりまして、その中で研修生の方々は自分たちがどこに勤めるかというのを見ています。したがって、就職の選択は自分の地元のことだけではなくて、きちんとした給料が払えるようなところを選んで就職していると、そういった実態が見られます。

次に、新規就業者100名をどうするかという話なのですが、これはほぼ毎年、林業事業体に就職される人数が大体100名程度続いてきております。これは、今の造林や保育などの部分の仕事がだんだんふえてきているということもありまして、事業体で一生懸命求人を探しているところがあります。それに対してアカデミーの卒業者が入っている状況でございます。この人数をこれ以上ふやすかということもあるのですが、現状はやはりこの100名をまず何とか必ず守るような形で取り組んでいます。具体的には、就業相談会でありますとか、あるいは、林業事業体の現場に直接来ていただいて、作業体験をしていただくとか、そういったものを通じながら、関心のある方々に就職してもらっていると。そういった取り組みをしているところでありますし、継続していきたいと思っております。

次に、市町村における譲与税を活用した人材育成の関係でございますけれども、県ではアカデミーを譲与税を活用して実施しております。あと、市町村につきましては、今譲与税の制度が始まったばかりでございますので、さまざまな検討をされているところだとは思いますが、そういった市町村の取り組みに対しましても、アカデミーのノウハウ等、県のほうでもございますので、そういったような支援をしながら、市町村の取り組みを支援してまいりたいと思っております。

○田村勝則委員 やはり経営力の強化というのは非常に大事なわけで、ここの要望書にも、先ほどおっしゃられた意識改革セミナーの開催というのは入っております。ただ、これが実効を上げてきているということでありますけれども、それであればなおさらそういうところをしっかりと強化して取り組んでいくべきではなかろうかと思っております。例えば回数的にも、年にどのような回数でやられているのか私も調べておりませんが、しっかりと取り組ん

でいただきたいと思います。答弁は要りません。

林業アカデミーの関係ですが、就職先は自分で説明を受けて、就職をするということで、自己責任だとは思いますが、そういう中でも実際働いてみて、また違うということもあつたりするわけです。ですから、今県ではどのぐらいの卒業生が、ある人は何十万円もらっています、ある人はどのくらいですというのを調査している経緯があるのかどうか、念のためにお聞きしたいと思います。

もう一点、市町村の取り組みですが、県は林業アカデミーのほうにお金を使っているということで、市町村の取り組みについて事例はお示しただけではありませんでしたが、これからも市町村と当然連携を取りながら指導していかなければいけないわけですから、しっかりとその辺を調査して、やっぱり実効あらしめるものにしていかなければいけないと思いますが、その点について伺います。

それと、新規林業就業数の件ですが、我が林業王国岩手をつくっていくためには、このぐらいの林業従事者を目指していきたいという計画があればお聞きしたいと思います。

○工藤森林整備課総括課長 まず、労働者の賃金ですが、県のほうでは年に1回、林業労働力実態調査ということで、年間60日以上働いている方々の労働者の調査をしております。この調査の中では、やはり賃金の体系はさまざまです、例えばチェーンソーだけを持って、それだけに従事している方など、従事の仕方でも違います。

○田村勝則委員 林業アカデミー卒業生の話聞いています。

○工藤森林整備課総括課長 アカデミーの卒業生の方々は、確かに若くて経験がないということもありますので、言ってみれば本当に最低ライン、高校卒業したばかりの方ですと大体200万円ちょっとぐらいの給料の方が多いと思います。ただ一方で、民間の事業体に入った方で、機械も若干使えるような方であれば、もう少し高い賃金をもらっている方もいらっしゃいます。

先ほどお話ししました実態調査の中で見ますと、チェーンソーも扱えて、高性能機械も扱えて、言ってみれば多能工、一人で何でもできるような方々は林業の現場で働いている方々でも年間500万円を超えるような収入を得ている方がいらっしゃいますので、アカデミーの研修生はまさにそういった方々を狙って育成しておりますので、そういった方向にチェンジしても、個人もさることながら事業体に対する指導はこれからもやっていきたいと思っております。

次に、市町村の取り組みですが、具体的な取り組みにつきましては、まだ市町村でいろいろ考えている段階のものだと思うのですが、例えば市町村独自で、森林組合なんかで独自でやっている人材育成の学校があります。例えば釜石市などもそうなのですが、そういったところに通う場合の経費を負担できないのかとか、そういった検討をされているということは聞いております。その辺については、まだ決まっていないと思うのですが、その辺のいろいろなお手伝いをしていきたいと考えております。

あと、林業労働者ですけれども、今時点で県内で1,835人おります。今の県の林業労働

力の計画というのが2,000人を目指してやっておりますが、若干減ってきております。理由の一つは、高性能林業機械が普及をして、言ってみれば実際の人数が少なくても素材を生産できるような状況になってきていると、これが大きい原因の一つです。片やこれからは、木を切っていけば、植えて管理をしていかなければならない、この部分の人数をこれから詳細に検討しながら、次の林業の現場に必要な人数を検討しなければならないので、大体の目標の人数を決めながら、あるいはそれを事業のほうに落としていきたいと考えております。

○**田村勝則委員** 2,000人を目指す中で、林業労働者は減っていても内容はいいですよということですね。それは我々も前回研修で、一戸町の世界でも何台かしかない機械を買って頑張っている事業者を見学して、その辺は承知しているところでございます。林業アカデミーは、中核的な担い手を育てるということになっているわけですから、やはりそのための環境をしっかりと整備していかなければいけないと思います。皆さん頑張っておられるわけですが、その点しっかりと認識していただきながら、せっかく林業アカデミーをつくったわけですから、輝く林業アカデミーの星をどんどん生み出していただけるようにひとつ御努力をいただきたいと思います。部長に最後に聞いて終わりたいと思います。

○**上田農林水産部長** 林業アカデミーの運営に関しましては、かなり準備期間をつくりまして、どうやったら本当に現場で、そして林業事業体の経営で役に立ち、中核的に働いていただけるかということで、早い段階から林業事業体の方々に深く入り込んでいただいて、一体的に林業アカデミーを運営していこうということで進めてまいりました。

今運営する組織はあるのですが、そこの中に入っていただいて、実際に、例えばどのぐらいの給料というところも含めまして、サービスあるいは待遇をどうしたらいいかというところまで深く入り込んでいただいてやっております。また、現場の事業体での実習も含めてカリキュラムを組んで、林業アカデミーの研修を進めております。

そのような形で、関係者一体となって林業アカデミーを運営し、そして修了生がぜひ未来の林業をぐいぐいと引っ張っていけるような人材を育ててまいりたいと思います。

○**白澤勉委員** それでは、私からも何点か確認させていただきます。

今回の岩手県産木材等利用促進条例をもとにした基本計画、行動計画の策定ということで、私も改めて敬意を表したいと思います。その上で、具体的な実践が求められているのだろうと思いますし、今回のこの計画についても単なる木材利用ということではなくて、まさに計画の策定の趣旨にも書いてありますとおり、産業振興の視点、そしてやはり使うことによって植える、育てる、使う、植えるという、まさにこういった循環を促しながら、環境の保全など、岩手県の豊かな県土をつくっていくのだという、大きな趣旨が込められていると思います。そういったことから、ぜひこの行動計画の実践に当たっては、農林水産部だけではとても回っていかないと思いますので、その視点から聞きます。

県としてやはり県の公共建築物や、公共事業においてもまずみずから率先して使っていくぞという気構えというか、心構えがすごく大事だと思います。ただ、それは思いだけで

なくて、例えば入札の制度の仕様にも踏み込むとか、これから大きな公共の施設が老朽化したりしながらも、メンテナンスもかかってくるような時代の中で、県としてこの条例なり、この行動計画に基づいて進んでいくのだということが求められていると思うのですけれども、具体的に指標は利用促進については素材需要量ということで掲げていますけれども、県として使っていく具体的なもの、率先的に利用をどのように促進していこうと考えているのか、まずお伺いいたします。

○高橋林業振興課総括課長 県としての木材の率先利用についての御質問でございました。県におきましては、木材利用の推進本部を副知事を先頭に設置しておりまして、これまで平成18年から第5期までの行動計画を策定して、各部局連携のもとで木材利用を推進しております。

第5期につきましては、平成29年から令和元年までの3年間を期間としておりまして、目標を1万5,600立米ということで設定しております。現在まだ3年目、令和元年度の実績がまとまっておりませんが、2年間では、おおむね70%弱の達成率になっております。最終的に令和元年度の分を入れまして、年度明けに取りまとめたいと考えております。

あわせて、第6期につきましては新たに6,000立米の実施を計画しております。これは、災害関係の事業がこれまで非常に多くありましたけれども、事業が次第に収束しつつある点がありまして、事業量自体は落ちるのですけれども、同じ工種で実施していく分につきましては、同じように木材を利用していくことを考えておりますし、建設関係につきましては、例えば県立高校であります、福岡工業高校、伊保内高校を木造として建設を予定しております。新しい材料といたしまして、CLTという積層直交板というものがあります。新しい材料も使っていただくということで、木材建築に弾みがつくような形で使っていただくことを予定しております。

また、災害公営住宅も来年度まで、少しでありますが続いております、共用スペースなどの内装を木質化していただくこともやっております。令和元年度には木造の戸建ての災害公営住宅、こちらは13戸建設をしていただく計画をしております。

また、工事につきましては柵工でありますとか、細かな工種を含めまして、木材の利用に努めております。さらに、努力目標ということで、今計画しているものに加えて、各部局において実施していただくということを要請しているところです。

このように、県としても、今回基本計画の中でも一項目設けて取り組んでおりますけれども、推進協議会の中には市町村も入っていただくこととしております。公共事業におきまして、木材の利用を推進していくということは、民間への波及も考えると非常に重要と考えておりますので、今後行動計画に従って、公共事業における木材利用の率先利用に努めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 確認します。岩手県産木材等利用促進行動計画案の9ページに、木材の使用実績、第1期から第4期の数字が載っています。公共施設、公共工事の実績推移が整理されています。震災が起きての第3期のこの数字で、公共施設がぐっと伸びるのは私

もよくわかるのですが、震災前の第2期の部分の数字で、さっと見ると公共施設、公共工事についても1万8,000立米ということで、大きく伸ばしてきておりました。第4期の公共工事の分は下がっているのですけれども、先ほど1万5,000立米などの実績を含めた今後の指標、目標を伺いましたが、改めてもう一回聞きますけれども、この数字と、次の10ページ目の指標3の岩手県公共施設・公共工事での木材利用量の指標との数字の違いについて、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 ただいま委員から御指摘ありました県産木材等利用行動計画、こちらの9ページでございますけれども、県の建築物における県産木材等の率先利用という項目があります。こちらの中段の表のほうに第2期では公共工事で1万8,287立方メートル、第4期では7,364立方メートルという、これに減少しているという御指摘でありました。

公共工事の関係、工種の中で、当時は木材を使っていたものが現在では木材でなくなったといったようなものもありまして、公共工事の関係につきましてはそういったものの減少が影響していると聞いております。具体的には、農村整備などで暗渠というのがありますが、以前は、大変広い範囲で木材、前にはチップでありますとかを使っておりましたが、現在は稲わらを使うようになっております。こちらが合理的といったような考え方もございまして、こういったことが影響していると考えております。

それと、次の10ページ、指標3の岩手県公共施設・公共工事での木材利用量についてですが、令和元年から4年までということで、全体で8,445立方メートルとしておりますが、先ほどの前のページの第4期の次に第5期がありまして、これが令和元年までかぶっております。それで、うち令和元年と、うち令和2年から令和4年度、こちらのほうを分割して右のほうの表にかけております。令和2年から4年度が今度は第6期ということになります。ただ、今回の行動計画につきましては、4年間の行動計画ということにしておりますので、このうち令和元年の見込みになりますけれども、これを足ささせていただきますので、合計8,445立方メートルという数字にさせていただきますところであります。

なお、先ほど暗渠につきまして稲わらと申しましたけれども、もみ殻の誤りでございました。訂正いたします。

○白澤勉委員 新しい指標においての目標値の設定、さまざま議論はあるにしても、これが計画スタートしていったって、設定していく資料としては、何となく控え目な感じもして見えるものですから、あえて伺いました。

そして、土地改良の暗渠のところでもみ殻にしたために木材の使用実績が減ったという御説明がありました。私、昨日たまたま地域を歩いておまして、ある方から今回工事をしたのだけれども、詰まって、お金かけた割にはさっぱり動いてねえ。水が抜けないで困っているというお話が一方であったのです。今後のそういった土地改良や公共事業においても、あるいは土木工事にしても、県土整備部もさまざまな含めて、新たな木材利用ある

いは工法の視点で研究をしたり取り入れようとして努力されていますから、ぜひ農林水産部として、この計画をもって、もっと踏み込んでほしいと思います。先ほど、隈研吾さんの建築の話がありました。陸前高田市についても今動いていますし、震災のメモリアル公園といいますか、ああいった施設、本当に木材利用とか建築の力というのは人を呼び込む部分もありますし、あるいはそこに住んでいる人たちの岩手県の文化を示すシンボルチックな空間になっていくと思います。そういう意味からも、ぜひ岩手県の森林王国としての木材利用を、今後これから新設あるいはリニューアルするような公共建築物については、ほぼ100%やるぞと、そのような気構えがあったほうが岩手県の循環していく社会をつくっていくと思いますし、我々県民も誇りを高くやっていくと思います。木材利用推進については、副知事がトップとなって話し合われているようですが、そういう意味でも、入札制度や、工事の仕様のあり方についても踏み込んで取り入れるべきだと思いますが、その点について、他部等と調整、検討されているのか、改めてお伺いします。

○橋本林務担当技監 公共工事、公共事業の関係での木材の利用の推進については、先ほどもお話ありましたとおり、副知事をトップに県庁関係課集まって議論をしているところでございまして、その中では副知事からも、まず計画はこれで結構だけれども、いずれできるだけ木材利用をどんどん積極的に取り組んでいただきたいという話が各部局にもされておりますし、関係部局でも取り組んでいるところでございます。若干数字に関しては、公共事業、公共工事ですので、予算や事業の関係もありますので、どうしても低くなる場所も多少はあるのですけれども、いずれ気持ち的にはもっと頑張らせて使ってほしいという、各部局もそういう気持ちでおります。

それから、入札制度ですとか、そういった取り組みをもっと使える仕組みなどの検討をどうするのかについては、委員会での意見も踏まえて、副知事をトップとする本部会の中でも周知をして取り組んでいきたいと思います。また、この基本計画を承認後は、仮称ですけれども、いわて県産木材等利用推進協議会、これは県の部局以外に民間企業、県民、市町村も参加した協議会の中で、この計画の実効性を確保していくという仕組みを考えております。その中でも情報共有ですとか、さらなる岩手県の木材の利用促進に努めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひ県が率先して取り組むことによって、民間の例えばJRだとか、交通事業者含めて取り組みしやすくなってくると思います。盛岡駅での木材を使った取り組み、岩手県におり立ったお客さんが、やっぱり何か、森の国岩手県に来たのだと実感できるようにぜひ進めていただきたいと思います。いわて花巻空港が前の知事のとときに木造化の話があった中で、潰れていった経緯があるので、ぜひ岩手県で、空の玄関、陸の玄関などにもどんどん使ってもらえるような形で、県がまず率先して範を示していただけるように期待しています。

○高田一郎委員 先ほどの説明の中で、パブリックコメント及び森林審議会の意見を踏まえて提案されたのではないかと思います。ここで出された内容について、何か特徴的な

ものがあれば説明していただきたいと思います。

ほかに、これまでも岩手県では、先ほども紹介がありましたけれども、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部、副知事を本部長にして公共施設などへの木材利用を促進してきましたし、また県産材を使った住宅の建設に対するさまざまな支援とか、今までも取り組んできたわけです。それで、今回新たにまた基本計画及び行動計画が御提案されたわけですが、恐らくこれまでの延長線上のような行動計画ではないと思うのですが、今回の議員提案条例を踏まえて基本計画、行動計画となったわけですが、改めて、新たな取り組みがあるのでしたら紹介していただきたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 まず、パブリックコメントでありますとか、森林審議会での意見、こちらの関係でございました。今回計画につきまして、前回12月の議案として御説明した時点から変更したところに関係しますけれども、例えばはじめにの中に計画の推進とSDGsという項目を追加させていただいております。本計画の取り組みを進めることにつきまして、SDGsの目標達成につながるゴール、こういったことを示すということが適切なのではないかと御意見がありまして、新たな項目としております。また、県産木材等の利用の目標というところが冒頭ありますけれども、こういった部分も前回の12月の部分からは、さらに県民の方々が、10年後の将来の姿として将来像が見えやすいような形の表現であるとか、内容の補足というものが必要ではないかという御意見をいただきまして、四つの目標について見直しをかけております。

また、順番につきましても、従来、川上から川中、川下といったような順番で目標をつくってございましたけれども、木材利用の計画ということでございますので、まずは木材利用に関する目標を冒頭に持ってきてまして、次に木材の供給と県民の啓発といったような順に入れかえてといったようなこともしております。

また、全体に専門用語が多いという御指摘もいただきまして、専門用語を平易な言葉に直しますとともに、条例で用いておりました例えば基本的事項といった表題が、前は第2章の中での大きな三つの区分けはそれぞれ木材利用に関する基本的事項としておりましたが、基本的な施策と、読んだ県民の方々がわかりやすいような計画にする意見がありまして、対応しております。

また、新たな取り組みについてですが、具体的な取り組み内容といたしましては、本県の豊富なアカマツや広葉樹の活用として、アカマツのCLTの実用化ですとか、広葉樹のフローリング等につきまして、県内製材事業者等と連携して、本県の独自性というものを生かしながら、新たな需要促進に取り組むこととしております。

また、先ほど技監からもお話ししましたが、木材利用の推進協議会、これまで木材利用につきまして市町村でありますとか、今回は商工関係の団体、あと経済関係の団体にもお声をかけて、幅広く施主の方々の視点入れて、木材利用の計画でございますので、幅広く参画していただくということを考えております。公共施設の木材利用をはじめ、民間の木材利用の推進につきましてどのようなことが必要か協議して進めていくということが今

回の計画をつくる意義ということでもありまして、新しい取り組みと考えております。

○高田一郎委員 それで、具体的にお伺いしますけれども、やはり県産木材を利用促進する上で、公共施設、あるいは民間住宅で木材利用を促進するということは極めて大事だと思います。それで、行動計画の中の3ページに現状があります。県内の新設住宅の木造率84%に対して全国は57%ですから、大きく上回っております。ただ、これは木造率が高いだけであって、県産材をどの程度使っているかというのがこれではよくわからないわけです。これは、やはり新規住宅着工数に対する県産材を使った木造の率をある程度設定をして、そこに向かってさまざまな支援をしながら取り組んでいくということも必要ではないかと思うのですけれども、この点について伺います。

また、基本方向の中で、民間の商業施設等中大規模建築物の木造化、木質化を進めますというのがあります。これは、大変いいことだと思うのですけれども、県内にも住田町、あるいは紫波町の役場などの大きな施設がありますから、これは実現可能ではないかと思いますが、民間ということになると、なかなか簡単ではないのではないかと思います。これは何か進めていく上で誘導策といいますか、支援策があるのかについて伺います。

もう一つ、私は県内の小中学校、高校で本当に100%県産材を使った学校建設というのは極めて大事だと思います。公共施設での県産材利用、小学校、中学校といっても必ずしも100%になっていない状況にあるのではないかと思います。私は、大分前ですけれども、陸前高田市の下矢作小学校、紫波町では上平沢小学校、最近では葛巻町の江刈小学校の視察をしてきましたけれども、共通しているのは地元の木材をふんだんに、100%使って建設し、そして地元の業者が建てて、そういう意味では地産地消といいますか、非常に経済効果も素晴らしいですし、木のぬくもりの中で、先生方のお話をお聞きすると教育的効果も素晴らしいのだと思います。ですから、私はかつていろいろ調べたことがあるのですけれども、RC、鉄筋コンクリートといっても、国の耐震基準というのは50年、60年ですけれども、実際はその前に大規模改修をしたり、トータルからすれば木造よりもコストがかかっていると思いますし、最近の木造建築の技術というのは大変進化をして、耐震性にも防火対策についても優れている技術も生まれているのです。そういう意味では、先ほど臼澤委員から県が率先して施工していくべきという話もありましたが、本当に100%を目指して小中学校、高校とか取り組んでいくべきではないかなと思います。今現在そういう小中学校、高校で県産材100%の木造校舎割合というのはどの程度なのか、もし数字があれば示していただきたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 まず、県内の住宅の木造率の御質問でございました。木造率の中で県産材が使われているのはどれくらいかという議論につきましては、この計画をつくってきた検討委員会の中でも、ぜひそういったものができるといいということの御提案もありまして、さまざま調べてみたところです。これを委員御指摘のとおり、これをしっかりと表すような統計や、データが見当たらないということです。

ただ、県産材についてどういったものを使っているかというような、例えばアンケート

や意向調査、こういったものは将来的に可能ではないかと思っております。今度の協議会の中で、こういったことが可能なのか、委員の方々の意見も伺いながら、新たな取り組みについて検討していきたいと考えております。

また、基本方向の中で、民間への働きかけが重要だとの御意見がありました。行動計画の中で記載しておりますけれども、例えば木造建築アドバイザーといったような制度をつくっております、市町村、民間の施主の方々に木造にするために木材の手配から建築の考え方、メリット、こういったものをなかなか理解できない、説明できないといったようなことに対応して、県で県内の木造に携わっている建築士の方をアドバイザーに指定しております、これらの方々に派遣して対応していただくという事業を今年度から始めております。

また、木造設計ができる設計士の方々が意外に少ないといったお話もありまして、本年度から設計士の方々への研修会、木造建築の研修会につきましても実施をしております、本年度2回、それぞれ70名ほどの参加をいただいております。こういった方々が県内に広く存在するということが、委員御指摘の民間の事業体、あるいは学校の建設、こういったところにも影響してくると考えております、手だてとして進めてまいりたいと考えています。

三つ目ですが、小中学校での県産材の利用100%の学校がどれほどあるかということですが、これにつきましては手元に資料がありませんので、全部で幾つというお答えは今回控えさせていただきますけれども、例えば最近ですと滝沢南小学校が建設になりまして、こちらは木造で建築していただいております——すみません、RCの木質化の建物でございました。教育委員会がつくっておりますけれども、市有林の活用といったことも含めて、生徒さんとの教育的な効果もあわせて考えて、市有林の中から材を切り出して、小学校の建設に使ったと伺っております。こういった教育の効果と、あと木造化、木質化、こちらを進めるといったような内容につきましても今回の計画の中に記載しておりますので、あわせて進めていきたいと考えています。

滝沢南小学校と申しましたが、滝沢中央小学校でございました。失礼いたしました。

○高田一郎委員 民間住宅の県産材の率については、これから検討していきたいというお話でありましたけれども、数というのは、これを把握するという事はなかなか難しいのですか。

また、公共施設、とりわけ小中学校、学校現場での県産材を使った施設整備というのは本当に大事なことだろうと思います。恐らく教育現場でも、やっぱり子供たちが1日の大半を過ごす場であり、また災害があったときの避難所にもなる場所ですから、何となく木造ではなくて、RCが優れているとは思いますが、やはりトータルから見て、コスト面でも、RCと比べてもそんなに遜色もないし、最近では耐震性、耐火性にすぐれている、そういう技術もかなり進化しておりますので、そこはよく市町村、教育委員会などと丁寧に懇談をしながら、より一層促進できるように取り組んでいく、そういう対応をしてほしいと思

います。

それから最後に、行動計画の中の17ページですけれども、県産木材に関する情報の発信など県産木材等の利用の促進に関する普及啓発があります。これは岩手県の木材のよさを知ってもらおうということで、極めて大事なことだと思います。ただ、それだけではなくて、地球温暖化に対する国民の、あるいは若者の関心が非常に高まっているのです。輸入木材に頼るのではなく、国産材、地元産材を使うことがいかに環境に対して大きな役割を果たすのかと。あるいは地元の木材を使うことによる耐久性、あるいは岩手県の森林を守るとは非常に災害から県民の暮らしを守る上でも大変大事なのだという、こういったことを含めて、やはり県民に情報発信していくことが重要だと思います。ただ岩手県の木材のよさだけを発信していくのではなくて、トータルで発信していく必要があるのではないかと思います。これは、農林水産部だけでできる話ではありませんので、関係部局とよく連携をして、県民運動にしていくということもまた大事な取り組みではないかと思いますが、その辺のことも含めて答弁いただきたいと思います。

○高橋林業振興課総括課長 まず、住宅におきます県産材の利用率、把握が難しいかという質問でございます。県産材につきましては、一旦加工工場というところに入りまして、それが県内、県外それぞれの需要に分かれて出ていくということになります。工務店の方々が必要な部材、家を建てる部材が非常にたくさんあります。それでは県内、県外からどのような部材を買っているかということを一調査しないと県産材の利用率というのが出てこないということで、多くの工務店がありますので、現在こういったことの統計や調査はない状況で、なかなか難しいということでは検討委員会の中でも一致をしたところです。

先ほど申し上げましたとおり、これに関しましては直接そういう数字は出てきませんが、木材需要量というものを指標にしておりますが、県内の加工場でどれくらいの木材を使っているか調査をしております、これが県内でおおむね使われているものの指標として、素材需要量を設定したところでございます。

また、普及啓発の関係であります、17ページのところでの御指摘でございましたけれども、普及啓発、非常に重要だと考えておまして、17ページのほかにも18ページのほうには児童生徒への森林、林業、県産木材等についての理解醸成ということで、大きく捉えれば普及啓発ということですが、森林学習会の開催ですとか、理解醸成のための取り組みと、木育などの新たなニーズに対応した事業と自然体験、奉仕活動、こういったことも含めまして、児童生徒の方々にも取り組みを進めてまいりたいと考えております。19ページには、県産木材等の利用推進月間の設定としております。これも今回の条例で新たに設定することとされておりますが、これは関係団体、市町村等が中心となりまして、10月の推進月間において、様々なイベントや勉強会などを実施する予定としております。このような10月の取り組みというのをもさらに強化をしていって、県民の方々に木材のよさ、木材を使うことの重要性といったことを伝えてまいりたいと考えております。

また、国産材、外材というようなお話もございましたけれども、製材の関係で言えば、

県内で製材しているものの外材というのは1%に満たないということでございますので、今使っているものはほぼ国産材を製材のほうではひいています。その中で、県産材をさらに広めていくといったような視点で進めてまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員 多くの委員の方々からさまざま質問がありました。せっかくの機会ですから何点か聞かせていただきたいと思います。

今林業をめぐる情勢というものは、いつきの非常に厳しい状況から大きく好転していると認識をしております。そういう中で、林業の成長産業化ということも言われておまして、伐期を迎えた森林がどんどん蓄積してきている、国産材の価格と輸入材の価格が均衡し始めている、あるいは自給率が36%で30年前の水準に戻ってきた、そこに高性能林業機械の推進や、生産性の向上に資するものがさまざま出てきていると、これが追い風になってきているのだろうと考えております。

そういう中で、恐らく日本の林業の生産と申しますか、素材生産、林業生産額含めて、拡大基調にあるのではないかと認識しているのですが、そんな中、森林県と言われる岩手の林業産出額、それから素材生産額、平成26年をピークに減少傾向にあるのではないかと私は認識をしております。最新の数字は持ち合わせておりませんが、こういう大きな林業成長化のチャンスの中で、森林県岩手が産出額、素材生産額が落ちているのではないかと、この現状をどう捉えているのか。あるいはその要因は何なのか。国内における相対的な岩手県の林業の地位が低迷しているとすれば、そういったことについての認識をちょっと伺います。

○高橋林業振興課総括課長 林業産出額につきましては、平成26年には227億3,000万円ございました。平成29年の数字になりますと197億3,000万円ということになっております。委員御指摘のとおり、平成27年は、229億7,000万円と少し上昇しましたけれども、それ以降は少しずつ減少しているところでございます。

素材生産量につきましては、昭和46年がピークでしたけれども、その後は減少傾向が続いておりました。平成23年には98万4,000立米と過去最低となっておりますけれども、震災以降の平成24年から平成27年までは需要回復、高性能林業機械の導入等によりまして素材生産体制の強化が図られて、4年連続で増加したところであります。平成27年には152万4,000立米を記録しておまして、一旦平成28年、29年には減少になりましたが、また平成30年には151万4,000立米と持ち直したところでございます。

○橋本林務担当技監 林業産出額ですとか素材生産額というのは、今説明したように、平成16年ごろですか、そのころ素材生産というのは年間100万立方メートルを下回って、九十何万立方メートルの時代になったのですけれども、その後、例えば宮古市の合板工場が外材から国産材にシフトしたり、北上市の合板工場が稼働したり、国産材の需要が挽回して、若干下がったり上がったりはしますけれども、いずれ150万立方メートルぐらいの生産が今行われているという状況です。大体九十何万立方メートルから現在150万立方メートルですから、約50万立方メートルぐらい上がったのですけれども、先ほど言った合板工

場、それから県内の集成材工場もかなりの増産を行っております。それに合わせて、林業産出額もそれに相当する分が上がってきたというのが今の状況であります。それから、木質バイオマスでの利用もふえた関係で、そこまで上がってきたというのが今の岩手県の状況だと思います。

○**関根敏伸委員** いったきの減少傾向から素材生産を中心に増加傾向に、回復基調にあると認識をすればよろしいということですね。

そういった中で、ちょっと次の議案にもかかるのですが、そういう大きな流れの中で、今回条例に基づいた基本計画と行動計画がつけられて、岩手県の林業を大きくしようという中で、さまざまな林業関係の補正も組まれていますよね。合板、製材、集成材の国際競争力とか、輸出促進の対策事業、新規で2億7,000万円、そのほか森林整備事業とか林業整備事業、いろいろ組み合わせて国の経済対策の予算も使ったの予算だと思うのですが、これらの予算を組み合わせて、どういう方向性を目指しているのかお伺いします。

○**橋本林務担当技監** 今回の補正でも合板、製材の関係ですとか、これ先ほど言った合板工場等に材を供給するために、道路ですとか間伐をする事業になっていますし、森林整備事業では合板、それから集成材工場等で使う森林を造成していくために森林整備をしていく事業ということで取り組みます。県といたしましては、そういった取り組みを進めながら、やはり先ほど言った担い手の対策ですとか、それから作業道で言えば、低コストで木材を生産して、収益分をできるだけ山主のほうに還元するなど、そういった取り組みをしながら、成長産業化と言っていますけれども、そういった形で収益性ある林業を展開していこうということで考えています。

○**関根敏伸委員** 山主の所得がどんどん減っていると報道されているようです。最終的には山主である所有者にどう還元していくのかということも大きな目標にしていけないと林業全体が見えていかない。再生林に対しても、意欲が低迷していくということになると思いますけれども、そういった観点からも取り組みをぜひお願いしたいと思います。

そういった中で、生産性向上ということで、林道ですとか、路網の整備、再生林に向けた取り組みが行われるようですが、林道の整備目標なども示されているようですけれども、年間10キロメートルぐらい林道を整備していくというような長期目標が示されております。また、あわせて森林の作業道、路網など整備されていくと思うのですが、大きな方向性として、整備箇所を選定する選定基準というものがどうなっているのか。県道、国道のようにBバイCとか、いろんなものに基づいた選定になっているのか。あるいは重点推進区域というものがあると聞いているのですけれども、それがどういった基準の中で定められているのか、お伺いします。

○**西島森林保全課総括課長** 林道の採択事業化の計画についてのお尋ねでございますけれども、林道につきましては、申請は市町村が県に対して申請するというのが大前提でございます。県のほうでは各市町村の森林整備計画の中に重点的に施業しなければならない地域、あるいは森林経営計画の中にうたわれている地域、そういったところでいわゆる

重点的に整備しなければならない地域、そういったものを勘案し、国からの予算状況を踏まえ総合的に判断して毎年度の予算の張りつけを行っております。その中で4カ年の林道の計画がありますが、そちらの計画である程度中期的な計画を立てて行っている状況です。

○**関根敏伸委員** 重点推進区域、成長基盤強化区域とかというのですか、こういったものの選定は、伐期を迎えた森林がある、近くに森林を生かせるような製材の工場がある、そういったところで優先的に道路等を張りつけて、そこにしっかりと木を回していくと、こういったような方向性の中で決められているのではないかと考えております。当然生産性の向上をまず第一義的に考えれば、そういった優先順位づけになってくるだろうと思っておりますけれども、結果的に木を搬出しやすい、すぐ製品化に結びつけやすい場所だけがどんどん、どんどん森林伐採が進んでいく、ほかは森林整備がなかなか進んでいかない、こういったような状況にもなりかねないと考えているのですが、長期的にこういった判断の中で考えていくのか、その辺の考え方を伺います。

○**西島森林保全課総括課長** 林道につきましては、先ほど申し上げた形で設定しております。さらに、少々予算的な制限というのがございますので、それとあわせ作業道につきましても国の補助事業等を活用いたしまして、年間100キロメートルから、平成30年度であれば125キロメートルという形で整備をしております。ということで、基幹となる林道とあわせ、そしてさらには枝葉となる作業道を出していくという、そういう形の取り組みの中で路網で生産基盤をカバーしていきたいと考えております。

○**関根敏伸委員** 最終的に生産性を2倍にしていくという大きな国の方向性もあるようですから、さまざまな機械化とあわせまして計画的な路網等々の整備をぜひお願いしたいと思います。

それとあわせて、さっきお話ししたように、伐期を迎えている森林がどんどんふえる中で、皆伐ということが促進をされる流れがあって、一方で再生林がなかなかされていないのではないかと伺っております。県では、日本森林再生機構などがつくられて、基金を設けて、再生林に対しての支援などを行いながら再生林を促進しているようではございますけれども、現在の県内の再生林の状況はどうなっているのか。あるいは皆伐等によって、一部の報道では土砂の流出の危険性が非常に高い、あるいは先般の平成28年台風第10号災害、令和元年台風第19号災害では、そういった皆伐、再生林が行われていない地域での災害があったのではないかと報道もされているようではございますけれども、この辺に対してはどのように認識をされているのでしょうか。

○**工藤森林整備課総括課長** 再生林についてのお尋ねでございます。再生林につきましては今の主伐期を迎えて伐採がふえているのに伴いまして、やはり将来的には森林資源が枯渇するのではないかと不安があることから、少しずつではありますが再生林の面積はふえている傾向にあります。そこで、一番問題になりますのはやはり人材の部分です。その辺につきましてはやはり事業体のほうも、これからどんどん主伐はふえるものの再生林もふえる、ただ将来はどんどん常に右肩上がりに伐採が進む部分ということもある程度は限界

があるだろうということで、造林、保育班の積極的な組織というものも、今そういった動きもございます。

あとは、皆伐をした際の災害の発生についてですが、これまでもそういった報道があり、当方で現場を確認しております。その結果、皆伐の跡地が直接の災害の原因になったところはない状況です。ただ、伐採するときにつくった作業道のつくり方が若干、排水の部分があまり上手ではなくて、そこから多少の泥水等が流れたという部分はございますので、その辺につきましては事業体に対しまして、壊れにくい作業道をつくるとか、あるいは水の処理をきちんとするなど、そういった部分の取り組みについてきちんと指導していきたいと思っております。

○**関根敏伸委員** ぜひその辺の作業道整備の指導についてもしっかりと行っていただきたいと思っております。

最後に、さっき県内での製材工場等々での外材の使用が1%程度だというお話がありましたが、それがそうだとすれば好ましいことだと思うのですが、一方で伐期を迎えた森林の中で、非常に大径木というのですか、大きな木材ほど価格が今低迷している。その現状として、やはり機械化が進んでいない。結果として外材のほうが使いやすいという流れも生じている状況も聞こえているわけですが、外材と国産材、県産材の状況、あるいは大径木の利用あるいは価格の動向、この辺についての状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○**高橋林業振興課総括課長** 委員御指摘のとおり、伐期の到来を迎えている時期になっておりまして、現在30センチメートルを超えたもの、40センチメートルを超えたもの、だんだん製材の機械に入らないような大径材の占める割合がふえてきているということでございます。県といたしましては、大径材の利用の研究会、関係の民間の事業体とともに研究会を開催しておりまして、さまざまな大径材の利用をしているところへの調査等を行っております。

また、大径材、年輪幅が広く、十分な強度を確保できないという課題がありますので、建築用材として利用に制約が生じることもあります。このため、製材事業者等の設備導入への国庫補助事業によります支援に取り組むほか、そういった研究会の中で、課題解決に向けた取り組みの方針などの検討を進めているところでございます。こうした取り組みを通じまして、杉の大径材の利活用の方策を検討していきたいと考えております。

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**吉田敬子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 52 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費第 2 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費、第 11 款災害復旧費第 2 項農林水産施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、2 変更中 1 から 3 まで、議案第 54 号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 4 号）、議案第 55 号令和元年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 56 号令和元年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 67 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 68 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて及び議案第 69 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 7 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の予算関係議案について御説明をいたします。

議案（その 4）の冊子でございます。議案第 52 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）であります。7 ページをお開き願ひまして、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は、6 款農林水産業の補正予算額 50 億 4,556 万 8,000 円の増額のうち、県土整備部所管の 98 万 7,000 円の減額を除いた 50 億 4,655 万 5,000 円の増額と、9 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 20 億 403 万 2,000 円の減額を合わせまして、総額 30 億 4,252 万 3,000 円の増額でございます。今回の補正予算は、国の補正予算に対応し、国庫支出金の追加内示による予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴う所要の補正を行おうとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の 140 ページをお開き願ひます。6 款農林水産業費、1 項農業費であります。1 目農業総務費は 3 億 8,206 万 8,000 円の減額で、その主なものは農業委員会運営費補助やいわて 6 次産業化ネットワーク活動推進事業費で、事業費の確定等によるものでございます。

141 ページに参りまして、2 目農業金融対策費は 1 億 9,926 万円の減額で、その主なも

のは説明欄下から三つ目の農業経営改善促進資金貸付金など、農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。

3目農業改良普及費は2億1,328万円の減額で、その主なものは説明欄一番下、いわてニューファーマー支援事業費の減額で、農業次世代人材投資資金の交付対象者数の確定などによるものであります。

142ページをお開き願ひまして、4目農業振興費は5億612万9,000円の減額で、その主なものは説明欄上から六つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費で農地の借り入れ面積の減に伴う集積協力金の減額などによるものでございます。

説明欄その三つ下、経営体育成支援事業費補助は、国の補正予算に対応し、担い手の育成、確保と農地の集積、集約化を行う経営体に対し、農業用機械や施設の導入に要する経費を補助しようとするものであります。

143ページに参りまして、5目農産物対策費は4,883万9,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下の強い農業づくり交付金で、生産技術高度化施設や集出荷貯蔵施設などの農業関係施設整備に係る事業要望の取り下げや事業計画の変更等があったことによるものであります。

6目畑作振興費は5億6,219万1,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下、いわて型野菜トップモデル産地創造事業費で、事業費の確定によるものでございます。

144ページをお開き願ひまして、7目植物防疫費は471万円の減額で、病虫害防除対策に係る指導等に要する経費の確定によるものであり、10目農業研究センター費の4,187万7,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

145ページに参りまして、11目農業大学校費は1,134万2,000円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

147ページをお開き願ひまして、2項畜産業費であります。1目畜産総務費の2,899万1,000円の減額は人件費、事務費など、管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2目畜産振興費は13億305万7,000円の減額で、その主なものは説明欄下から二つ目の畜産競争力強化整備事業費補助で、畜産経営の競争力強化と収益向上を図るため、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体に対する家畜飼養管理施設等整備の事業計画の変更等があったことによるものでございます。

148ページをお開き願ひまして、3目草地対策費は5,822万8,000円の増額で、説明欄一番上、畜産基盤再編総合整備事業費は牛舎及び草地造成等の整備に要する経費を増額しようとするものであります。

4目家畜保健衛生費は1億7,656万3,000円の減額で、その主なものは説明欄一番下、野生動物侵入防止緊急支援事業費補助に要する経費の確定等によるものであります。

149ページに参りまして、5目農業研究センター費は2,387万4,000円の減額で、畜産

研究所及び種山畜産研究所の管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

151 ページをお開き願います。3 項農地費であります。1 目農地総務費は 3,609 万 9,000 円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2 目土地改良費は、補正額 73 億 7,888 万 3,000 円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は 73 億 7,987 万円の増額であります。説明欄上から四つ目、農道整備事業費、五つ目、経営体育成基盤整備事業費及び六つ目の中山間地域総合整備事業費等は、国の補正予算に対応し、圃場の大区画化や農業用排水路、農道などの基盤整備に要する経費を増額しようとするものであり、その他の事業につきましても国庫補助金の交付決定等により所要の整理をしようとするものでございます。

152 ページに参りまして、3 目農地防災事業費は 5 億 2,419 万 9,000 円の増額で、説明欄二つ目、農村地域防災減災事業費及び五つ目の農村災害対策整備事業費は、国の補正予算に対応し、農業用排水施設の整備や保全対策を行うとともに、事業費の確定等による所要の整理をしようとするものであり、その一つ下、農用地災害復旧関連区画整備事業費の減額は事業計画の見直しなど、事業費の確定によるものでございます。

153 ページに参りまして、4 目農地調整費は 207 万 9,000 円の減額で事業費の確定等によるものでございます。

154 ページをお開き願います。4 項林業費であります。1 目林業総務費は 5,419 万 6,000 円の減額で、その主なものは一般会計から県有林事業特別会計への繰出金の確定によるものであります。

155 ページに参りまして、2 目林業振興指導費は 5 億 712 万 3,000 円の減額で、その主なものは説明欄中ほど、いわての森林づくり推進事業費で針葉樹と広葉樹の混交林化に係る森林の整備面積の確定等によるものや、その二つ下、原木しいたけ経営緊急支援資金貸付金は貸付実績の確定等によるものであります。

説明欄下から二つ目、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助は、国の補正予算に対応し、木材製品の競争力強化を図る合板・製材・集成材等の工場に低コストで安定的に原木を供給するための間伐材の生産及び路網整備等に要する経費を補助しようとするものであります。

3 目森林病虫害等防除費は 1,646 万 6,000 円の減額で、松くい虫等防除事業費の確定等に伴うものであります。

156 ページをお開き願います。4 目造林費の 1 億 3,860 万 7,000 円の増額は、森林整備事業費補助で国の補正予算に対応し事業費を増額しようとするものであります。

157 ページに参りまして、5 目林道費の 4 億 2,456 万 2,000 円の増額は林道整備事業費で、国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等によるものであります。

6 目治山費は 7,776 万 3,000 円の減額で、治山事業費において国の補正予算に対応するとともに、事業費の確定等によるものであります。

158 ページをお開き願います。7 目林業技術センター費は 220 万 2,000 円の減額で、

人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

160 ページをお開き願います。5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は 7,562 万 1,000 円の増額で、これは人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

161 ページに参りまして、2 目水産業振興費は 2 億 5,129 万 1,000 円の減額で、その主なものは説明欄下から二つ目、水産業被災施設復旧整備事業費及びその下の水産業復旧緊急支援対策事業費は、令和元年台風第 19 号災害の復旧に要する経費の確定によるものであります。

3 目水産業協同組合指導費は 663 万 8,000 円の減額で、漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものであります。

4 目漁業調整委員会費の 241 万 2,000 円の減額と、162 ページに参りまして、5 目漁業調整費の 540 万 2,000 円の減額及び 6 目漁業取締費の 996 万 3,000 円の減額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

163 ページに参りまして、7 目水産技術センター費の 2,650 万 5,000 円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであり、8 目内水面水産技術センター費の 247 万 2,000 円の減額は、給水配管工事や人件費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

164 ページに参りまして、9 目漁港管理費の 159 万 9,000 円の減額は、漁港の維持管理等に要する経費の確定によるものであります。

10 目漁港漁場整備費は 9 億 5,020 万 8,000 円の増額で、その主なものは 165 ページに参りまして、説明欄上から三つ目、水産物供給基盤機能保全事業費で、機能保全計画に基づく漁港施設の保全工事に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、大きく飛びまして 214 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費の 9 億 2,413 万 1,000 円の減額及び 2 目林道災害復旧費の 3 億 2,248 万 9,000 円の減額は、過年災害復旧事業や令和元年災害復旧事業費の確定等によるものであります。

215 ページに参りまして、3 目治山災害復旧費の 3,794 万 2,000 円の減額、4 目水産業用施設等災害復旧費の 2,855 万円の減額、5 目漁業用施設災害復旧費の 9,296 万 1,000 円の減額及び 216 ページの 6 目漁港災害復旧費の 5 億 9,795 万 9,000 円の減額は、東日本大震災津波等の過年災害復旧事業や令和元年災害復旧事業費等の確定等によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 4）の冊子に戻っていただきまして、12 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 12 ページから 16 ページまでの 6 款農林水産業費の 285 億 729 万円及び 22 ページの 11 款災害復旧費、2 項農林水産施設災害復旧費の 252 億 4,014 万 6,000 円の計 537 億 4,743 万 6,000 円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これは、国の補正予算によ

るもののほか、計画調整などに不測の日数を要したため、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。25 ページをごらんいただきまして、2 の変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄 1 から 3 までの中山間地域総合整備事業、海岸高潮対策事業及び漁港災害復旧事業で、これは令和元年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、工事施工計画の変更に伴い限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。33 ページをお開き願います。議案第 54 号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1 億 2,388 万 3,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 36 億 4,957 万 9,000 円とするものであり、事業費の確定等に伴い補正しようとするものでございます。

36 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業、模範林造成事業、公営林造成事業及び林道災害復旧事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

37 ページをごらんいただきまして、議案第 55 号令和元年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 4,237 万 2,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 6 億 5,246 万 7,000 円とするものであります。これは、貸付金及び償還金の確定等に伴い、補正しようとするものでございます。

次に、40 ページをお開き願います。議案第 56 号令和元年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 38 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 9 億 9,336 万 1,000 円とするものであります。これは、資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものでございます。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。77 ページをお開き願います。議案第 67 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業ほか 10 事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、84 ページをお開きいただきまして、議案第 68 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

次に、85 ページに参りまして、議案第 69 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業及び水産環境整備事業の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で、予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう

お願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第52号、議案第54号から議案第56号及び議案第67号から議案第69号までの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 補正予算の関係です。説明書の143ページのいわて型野菜トップモデル産地創造事業費についてですが、5億4,000万円余の減額補正なわけですけれども、この事業については新年度予算でも今年度を大幅に下回った予算が計上されているようなのですが、例えば野菜販売額1億円産地とか、次世代型施設園芸モデル拠点事業ということで、大きく期待されて、この岩手県の農業を牽引していく事業と私は思っていましたが大きく減額されています。減額される内容、事業費が確定したということですので、どういう状況だったのか、成果と課題をお伺いします。

それから、もう一点は、148ページの下の野生動物侵入防止緊急支援事業費補助で、1億3,600万円余が減額になっているわけですが、これは豚コレラ関係で緊急補正ということで、素早い対応をしてもらったと受けとめていましたが、これも大きく減額となっています。この事業の見積もりに対して実績見込みはどのような状況になっているのか、説明をいただきたいと思います。

○菊池農産園芸課総括課長 いわて型野菜トップモデル産地創造事業の減額についての御質問でございます。このいわて型野菜トップモデル産地創造事業は、1億円の野菜の販売額を売り上げる産地をつくろうということで、土地利用型の野菜の産地、またハウスを使ったハウス団地の野菜の産地をそれぞれ3年間で9カ所の1億円産地をつくるということで、進めてきているものでございます。

この事業の当初予算においては、現地からの要望を受けまして、それぞれ、土地利用型の場合10ヘクタールの規模で上限事業費を約4,000万円と設定しております。ハウスの場合は耐候性ハウス、これ雪や風にも強い高規格型のハウスですけれども、これをヘクタール当たり2億円の上限事業費で予算計上しております。その後、具体的な作業計画の作成過程におきまして、現地で協議会の体制や事業内容を精査し、取り組むと決めた内容なわけですけれども、上限事業費を丸々使わなくても2,000万円で土地利用型が取り組める、あるいは高規格ハウスではなくて普通のパイプハウスでも取り組めるという現地の判断がございまして、こういったことで効率的に事業を実施することとしたため、減額になったものでございます。

ただ、今年度八幡平市のニンニクで土地利用型、また花巻市のタマネギで土地利用型の取り組みがございます。また、ハウス団地では花巻農業協同組合管内、花巻市、北上市、大槌町でピーマンのハウス団地、それから一関市でトマトの団地、また二戸エリアで菌床

シイタケの団地ということで5団地、昨年、平成30年度に先行で取り組んでおります奥州市江刺区の長ネギと合わせまして6カ所の1億円産地に取り組んでいるところで、3年間の計画のうちの2年目としてはおおむね順調に推移していると思っております。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 野生動物侵入防止緊急支援事業の事業費についてでございます。これにつきましては、当初事業参加農場を113農場と見込んでおりましたが、そのうち既に設置している、あるいは近いうちに廃業するなどの農場を除きまして、95農場がこの事業に参加しております。そのうち、既に19農場で柵については完成しております。その他の農場につきましても、現在家畜保健衛生所のほうで進捗管理等を行いながら、できるだけ早い時期の完成を目指して事業を推進しているところでございます。

○菊池畜産課総括課長 補足させていただきます。豚コレラ、いわゆる今豚熱という名前に変わっております。この事業につきましては、9月補正で緊急に要望させていただきました。その際に、事業費の算定に当たりましては、国のほうで実は上限を設定しております。その上限につきましても豪雪地帯とそれ以外の地帯に分かれております。県で要求した際には豪雪地帯の上限で事業費をはじき、それに対象農場数分をかけて要求させていただきました。それ以降、各農場がいわゆる業者さんと実際に事業費を詰めるという作業を行った結果として、実際に事業全て、その対象農場はもちろん行うわけですが、事業費の精査ということで、実績が下がったということで今回減額するものでございます。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。いわて型野菜トップモデル産地創造事業費ですけれども、当初は9カ所の予定だったのが、6カ所だったということですが、そうするとその後の当初に予定していた3カ所は辞退したということになるのか、それとも別な運営の仕方をやっているのか。そして、野菜トップモデルをつくろうというこの事業の対象自体は、今後も、6カ所だけでいくのかということをお伺いしたいと思います。

また、野生動物侵入防止緊急支援事業費補助について、既に対応していたというところもあったり、事業費を精査したところでの減額だということで、そうすると対象になっている農場は全て対応済みだと解釈してよいということですか。

○菊池農産園芸課総括課長 野菜トップモデル産地創造事業費についてですが、平成30年から3年間の期間ということで、令和元年は2年目となっております。3年間で9カ所のうち、2年目で今6カ所だというお話です。来年に向けましては県南部でピーマンの1億円計画の相談がありますし、県内陸部の農協からは露地の野菜での相談がありました。また、沿岸部で土地利用型のブロッコリーなどが非常に取り組まれておまして、今まさに来年に向けて、また新たな1億円産地の導入に向けて取り組んでいるところでございます。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 野生動物侵入防止緊急支援事業についてですが、県内には、136農場がございます。いずれこの事業を活用する農場は95農場ですけれども、そういった農場においてこの防護柵を設置するということになります。

○菊池畜産課総括課長 県内の養豚農場において、今年度に廃業を予定している農場、あ

るいは既に事業の前にそれぞれ自前で設置した農場を除いた全てにつきまして、この柵を張るということで進めております。

○白澤勉委員 それでは、143 ページの日本一の美味しいお米の国づくり推進事業費 107 万 8,000 円の減額補正についてお伺いいたします。2月26日、日本穀物検定協会のほうで食味ランキングの2019年産米の公表がございました。これに対する県の評価、どのように受けとめるのかお伺いします。銀河のしずくについては、2年連続で特A評価、県中ひとめぼれは3年ぶりに特Aということで、そういう意味では上がったところがありますが、県南ひとめぼれがAに落ちたというのが非常に悔しく、残念に思っている一人なのですが、まず県の評価をお伺いします。

○小原県産米戦略監 先般日本穀物検定協会から令和元年産の食味ランキングの発表がございました。議員の皆様方も御存じかと思いますが、県中銀河のしずく、県中ひとめぼれが特A評価となったものの、県南ひとめぼれ、県中あきたこまち、そして県北いわてっここがA評価となっております。

全国的に高温で経過する中で、生産者の方々はきめ細やかな栽培管理に取り組んでまいりましたけれども、県南ひとめぼれにつきましてA評価ということで、これにつきましては直ちに全国取引先大手、米卸業者等々からの反応もお聞きしましたが、これまでの実績も踏まえて、A評価ではあるけれども、県産米を、ひとめぼれを評価しているし、今後においてもしっかりと売っていきたいという話をいただいております。

○白澤勉委員 今回の19年産米の食味ランキング、全国的に見ると、特Aの評価が54銘柄で、18年産の55銘柄に次いで過去2番目に多い結果でした。全国的には、特A評価というのが上がっているという実態であります。さまざまな夏場の暑さとか、難しい気候変動など厳しい環境の中だったというのは理解していますが、一方で全国的に見ると、東北で今まで特Aだったところも下げたりして、苦戦している産地がある一方で、ぐっと上げてきている産地があります。このような全国的な動きをどのように見ているのか。岩手県として、どのような対策を考えているのかお伺いします。

○小原県産米戦略監 2019年の食味ランキングにつきましては、日本穀物検定協会が発表したところによりますと、ことし155産地品種がエントリーいたしました。これは、昨年に比べると1銘柄増えております。そういった中で、穀物検定協会からのコメントといたしますか、ことしの傾向ということで一文ありました。内容といたしましては、天候の影響が考えられるものの、同じ県内でも昇格、降格があります。原因としては、近年の品種開発の中で、やはり高温登熟とか、そういったものへの対策がどんどん進んでいるということもあろうかと思っております。そういった中で、西日本あるいは東北でも品種開発が盛んに進んでいるということもあり、やはり入れかえの一因ではないかと思っております。

いずれ県南ひとめぼれがこれまで培ってきた本県産米の評価というのは非常に重要ですので、直ちにこのA評価になった要因につきまして解析をするということで、農業研究センターあるいは普及センターにそういった状況の要因の解明について指示を出しております。

す。その状況が見え次第、今月中には県南部を対象とした打ち合わせ会議を開催し、そこで対策を考えたいと考えております。

○白澤勉委員 私は、問題認識として、まず今回特に岩手県、日本一のおいしい米をつくるのだということで、今までも先達の先輩方で、生産者の方々、研究施設も含めて、一体的に品種の開発からさまざまな取り組みをされてきたと思います。そういう中で、先ほどお昼のニュースで金色の風と銀河のしずく、まさに今年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて金銀で取るのだということで、そしてそういったブランドイメージを持ちながらやっていこうということで進んできたと認識しています。結果的には、金色の風については作付面積が 1,000 ヘクタールまでいかなかった部分もあって、エントリーしなかったということです。私は、実はここが重要なポイントだと思っています。県として、今までフラッグシップ米をやっていくのだと、私も議員になってからも何回か議論を聞かせていただいておりますが、まずこの方針については変わりはないのかお伺いします。

○小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長 金色の風につきまして、フラッグシップ米だということで我々はやってきました。このことにつきましては、今後も何ら変わるものではありません。10 年以上の歳月をかけまして研究機関、そして現地の方々と一緒にやってつくった米であります。そういった意味で、例えば昨年、相対取引価格も全国で 3 番目の位置におりますし、いずれ作付面積を単にふやすということではなくて、ある意味絞り込みながらも、これを本県の代表的な米にこれからもしていくのだということで考えております。

今回面積が 1,000 ヘクタールに届かなかったということで、当然エントリーできなかったわけですが、一方、御案内のとおり、直近の米のヒット甲子園 2019、ここにおきましても今回も金色の風は全国の五ツ星お米マイスターの方々から評価を受けまして、トップナインに入っているところです。今後ともこの米を中心に、そして銀河のしずく、そして主力品種でありますひとめぼれ、これをうまく組み合わせながら、本県が米の産地として関東や関西まで、これからもとどろきますように取り組んでいきたいと思っております。繰り返しになりますが、フラッグシップ米であるという意識は変わるものではありません。

○白澤勉委員 まさにそのとおりだと思いますし、私も期待する一人であります。一方で、今生産者の方々は、来期の作付に向けて作付計画を地元でいろいろと協議をしながらつくっていると思いますが、来年度に向けて作付面積の計画をどのように考えているのでしょうか。それこそ金色の風を含めて、金色を例えば 1,000 ヘクタール超えとするか、確かに希少性を持って、あえてふやさないということで、絞ってやっていくのか。もう少しふやしながらも、岩手県のフラッグシップ米として金銀に加え、格安で値ごろ感のあるひとめぼれの品質を安定させ、やはりこの 3 種類を中心にうまく組み合わせた形で生産しているのが今までの岩手県の米の強みだったと思います。来期に向けての作付の予定がどのよう

に調整されているのかお伺いします。

○小原県産米戦略監 金色の風、銀河のしずく等々の作付面積の見込みについてですが、まだ確定ではありませんが、種子の注文状況などをベースとしたお話をさせていただきます。

金色の風につきましては昨年並みといたしますか、やや減か、並みと見ております。銀河のしずくにつきましては、昨年よりも現時点で 100 ヘクタール以上の増加になっております。面積の動きにつきましては、特に金色の風につきましてはかなり高い価格での御提案をさせていただいております。この価格をきちっと維持をしたいということで、需要を見ながら生産量を考えていくというところですが、現時点では昨年並みの需要と見ておりますので、そういったところを参考にしながら作付面積を勘案し、予定としております。

なお、銀河のしずくにつきましては、先ほど室長からもお話しましたが、関東あるいは名古屋周辺からの要望もありますので、拡大する方向で、現地のほうも勢いが出てきているということで、それもまた需要を見ながら、しっかり評価をしていただけるような生産、販売につなげていきたいと考えております。

○白澤勉委員 需要者側のほうでどのぐらい必要だといったところの丁寧なマーケットインの視点で、生産拡大も含めてやっていく必要があると思います。ひとめぼれのコメントがなかったので、そこについてもお願いしたいと思います。

そして、生産体制と、販路、流通対策、ここをやっぱりやっていかなければいけないし、岩手県という横綱級の米をつくっていた県南地域の方々の今の声をどのように県のほうで受けとめているのか、あわせてお伺いします。

○小原県産米戦略監 まず、ひとめぼれの作付見込みについてですが、主力品種であるということで、国が示している作付の目安という範囲内での動きになりますけれども、ほぼひとめぼれの作付割合は横ばいと見ております。

ひとめぼれを含めました流通対策ということですが、日経トレンディでの金色の風の評価、あるいは銀河のしずくにおきましては、大阪サミットでの採用などがあります。これまで培ってきました県産ひとめぼれの評価といったようなものをしっかりと評価されるようにしていきながら、団体とあわせて農家の努力が報われるような形で、価格も含めて流通されるように取り組んでまいりたいと思っております。

生産者の評価についてですが、まず金色の風につきましては、御案内のとおり、やや生産技術が高いことが望まれます。倒れやすいとか、収量性が若干落ちるといったところがありまして、現在作付される方々につきましては、大変恐縮ですが、レベルの高い方におつくりをいただいているところでもあります。こういった方々は、金色の風の特徴を十分に把握して生産いただき 3 年目になりましたので、昨年の生産量もやや多かったところですが、一般的な予約相対価格が上昇する中、金色の風は買い取りでございまして、そういった意味ではひとめぼれとのメリット感という点で平成 30 年から比べますとやや縮まったところではありますが、それをもってしても自分たちが岩手県の米を牽引している

のだというモチベーションをもち対応いただいていると考えております。

○白澤勉委員 いろいろ生産対策というか、生産の現場あるいは流通現場も含めてやっていかなければいかなというふうに思っております。

今回、青森県では、まっしぐらが初めて特Aになり、青森県が非常に右肩上がりになってきている印象もあります。その背景が何なのかを考えると、岩手県でも取り組んでいますけれども、例えば青森県の産業技術センターが衛星画像などを解析した水田ごとの施肥だとか収穫時期を、空中から色具合などの部分を解析しながら、いわゆるスマート農業というか、技術的なものをしっかりと取り組みながら丁寧に指導をやっていたというのは執行部も御存知のことだと思います。

岩手県でも取り組んでいると思うのですが、岩手県の技術力というのは東北の中でも本当にトップクラスで、今まで牽引してきたと思って見ておりますし、勝った負けたの議論ではないのですが、青森県にも、ここは負けていられないなと私はぐっと力が入るのですが、県としての所感を伺います。

○小原県産米戦略監 県としての取り組みについてですが、実はリモートセンシング技術につきましては、2年目に入っており来年も引き続き何とかしたいということで、令和2年度の予算案には提案させていただいておりますけれども、金色の風、銀河のしずくのみならず、ひとめぼれへの応用も可能というような段階まで来てまいりましたので、主に指導機関等々と連携を強く図りながら、そして新たなリモートセンシング技術をベースとした情報共有をしながら、品質向上に向けた取り組みはしっかりとしてまいりたいと思います。

また、繰り返しになりますが、特に県南地域におかれましては、今回の評価をしっかりと受けとめ、異常天候に負けない形でいいものをつくらなければいけないと、早急に県も情報共有の場をつくってくれというお話をいただいております。今月中にそういった技術対応をしながら、しっかりと期待に応えて全国に流通できるようなお米産地の形成に努めてまいりたいと思います。

○小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長 生産面での指導といいますか、農家と一緒にやっていくという部分については県産米戦略監が申したとおりなのですが、私はこの3年間室長としてやってきて、非常に効果的だと思っていることが一つあります。それは、生産者に消費の場へ一緒に行っていただき、みずから米穀専門店や量販店の店頭で米売りをしてもらい、自分たちの米が消費の場で、どう評価されているのかを知った上で米づくりに励むという、非常にこれは効果的な取り組みではないのかと思っています。生産面でもいろいろ御協力を賜りたいと思っていますし、そして販売面でも生産者と一緒になって、首都圏や、名古屋などに一緒に行って、今後もお互いに意識の高揚を図っていきたくと思っています。生産から販売まで一緒に生産者と取り組んでいくという方向性で来年度以降も、もっと強めていきたいと考えております。

○白澤勉委員 ぜひ科学的な分析も含めて、精神論で頑張れというようなことではなくて、農林水産部は本当に行動力と、知の拠点である研究機関も持っている総合的、複合的、専

門的な技術集団の集まりだと思って、いつも拝見しております。そういった意味からも、なぜ今こうやって金色の風も、作付がふえていかないのかというのは何らかの原因があるのではないかと、生産者がよくわかっている部分の声もしっかりと聞いていただきながら、本当の意味のフラッグシップ米に高めていっていただきたいと思います。

そして、その上で伺います。141 ページに農業改良普及センターの管理運営費の減額補正もあります。昨年度、農業改良普及センターの組織の見直しが行われました。農業革新支援専門員の配置であったり、北上市にも駐在させて取り組んできたと思っているのですが、この普及センターの組織を見直ししてやってきて、どういうふうに評価しているのか伺います。

○菊池農業普及技術課総括課長 普及センターは、今年度から新しい体制にさせていただきました。大規模な経営体がふえていることから、それらを直接的に指導する経営指導課、それから農協などの部会組織をグループ的に指導する産地育成課、さらには市町村の課題と一緒に取り組む地域指導課、3課体制で運営を始めております。

このうち特に特徴的なものは、経営指導課になるかと思えます。大きな経営体がふえてきているということで、ともすれば技術的にとても高く、これまでの普及センターでは入っていけなかったと思われる組織に直接入るようになりまして、大きい経営体ならではの悩みもやはりあると思えます。具体的には経営の継承であるとか、親から子にどのように継承していったらいいのだろうかとか、あるいはGAPに取り組みたいなど、どういうことから始めればいいたろうか、そういった経営体の悩みを直接聞きながら普及員がチームを組んで入っていくということで進めております。

一方で、産地育成課につきましては、農協と一緒に産地指導するだけなのですが、限られた人数の中で効果的な産地部会指導をするためには、まだまだいろんな工夫が必要だということで、この冬、農協などと一緒に来年の計画を練っているところです。

○白澤勉委員 ぜひ今回の組織再編をして、大規模経営体へのそういった指導であったり、経営指導課、あるいは産地育成課ですか、ここはまずそのとおりに進めていただきたいと思えます。私はこの地域指導課、まさにこの農村地域のきめ細かな地域指導、これこそが今すごく求められているのではないかと思います。

先般の一般質問で、岩淵議員から中山間の土地改良のあり方について御質問がありました。私は、土地改良を入れるにしても、当然地域の中山間の人たちがどういう営農を望んでいるのか、やはりそこを聞いていかないといけないと思えます。中山間の人たちは、実は迷っているというか、だからこそ、県の農業改良普及センターが一步入って、限られた人数で厳しいのはわかっているのですが、きめ細かな地域指導というミッション、これがすごく求められていると、私は地域にいて強く感じる一人です。その辺の取り組みを今後どのように強めていくのか、伺います。

○菊池農業普及技術課総括課長 地域指導課の仕事、ミッションでございますけれども、地域指導課で行う仕事を大きく分けると、地域課題、特に先ほど委員からお話がありま

した土地改良について、農地の使い方をみんなで考えながら、必要であれば圃場整備するし、そうでなければ集落営農組織をつくって、みんなでやっていきたいと思いますといった地域農業のあり方をみんなで考え行っていきたいと思いますというものです。また、新規就農者の確保、担い手の確保、育成についての部分、ほかに、例えばグリーンツーリズムであるとか、そういった地域の芽となるものについての協力といった、大きく三つのミッションがあります。

限られた人の中でどのように行っていくかということなのですが、当然市町村あるいは農協と連携するわけなのですが、普及センターには実は普及パートナーという、農業者、農業の指導者、部会リーダーであるとか、そういった方を普及パートナーに位置づけておりまして、大体普及センターごとに100名前後ぐらいはおりまして、毎年練り直しております。今回の普及事業の見直しに合わせまして、ややもするとこれまで前の年と同じ方々をずっと普及パートナーにしていた部分もあったのですが、そういった課題も踏まえまして、それにふさわしい方々を普及パートナーとして依頼し直しますので、そういった機会を踏まえて、地域の課題をしっかりと捉えて一緒になって解決していきたいと思っております。

○**工藤勝博委員** 国の補正予算も絡めてTPP関連で、農地の基盤整備事業、かなりな額が補正予算で計上されました。当初予算と合わせて92億9,000万円という額ですけれども、この額で整備される面積、もしわかれれば教えていただきたいと思っております。当初予算の3倍の額が確保できたことに、改めて皆さんの努力を評価したいと思います。それも含めてお願いします。

○**千葉農村建設課総括課長** 補正予算も含めての整備量についてですが、来年度の当初予算、それから本年度の補正予算を合わせまして、大体圃場整備でいきますと面積300ヘクタールほどの整備を、今までの整備の量とほぼ同程度の区画整備を行うと進める予定でおります。

○**工藤勝博委員** 300ヘクタールといえば、大分進むのだらうと思いますが、いずれ工事費も年々高くなっていると思っておりますし、補正頼みの予算の組み込みというのはなかなかその先が、いつまでもこの補正予算を確保できるかというのも一つ問題があると思っております。ですから、基本的には当初予算に少なくとも半分ぐらいの整備費を盛り込むぐらいの確保をしていかないと、この先心配だというのが私の感じているところではありますので、その辺はどのような形でこれから予算確保するつもりなのかでしょうか。

○**千葉農村建設課総括課長** 補正と当初の割合ですが、来年度の予算についても、合わせまして半分ぐらいの割合での補正と当初ということになっております。ただ、いずれ当初予算で計画的に事業執行していくためには、やはり当初予算の確保というものも我々としても非常に大切だと考えております。県の限られた財政の中で今後公共事業のシーリングがどのようになっていくかということもありますが、できるだけ国の予算確保も盛り込みながら、県の予算についてもできるだけ確保していくようにということで、いろいろと内

部で検討を進めていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 特に水田の基盤整備は、これからの農家の作付も含めて、一番重要な課題だろうと思いますので、ぜひとも予算確保に向けては頑張ってくださいと思います。

それから、補正予算ですから、先ほど佐藤ケイ子委員からお話がありましたけれども、農林水産部関係の減額の数字が大分多いのです。これらの中で私も気になっている部分は何点かあります。一つは、先ほども話ありましたけれども、いわてニューファーマー支援事業、それがかなり減額されているということは、対象者が少なくなっていると理解していますが、地域農業の担い手の推移はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○**菊池農業普及技術課総括課長** ニューファーマー支援事業の減額と、それから新規就農者の推移をあわせて説明させていただきます。

まず、新規就農者の推移ですが、平成25年以降200名を超える人数で推移しています。この間ずっと安定した形で一定の人数が確保されております。その一方で、ニューファーマー支援事業の減額の原因ですが、先ほどの青年就農給付金と同じ中身なのですけれども、準備型、これから農業を始めようとする方には2年間、それから新しく始めますといった方には5年間給付している形ですが、毎年度市町村から、新たに就農するであろうという見込みの方を含めまして報告をいただいております。県では、その人数を全て漏らさないように当初予算には計上しているのですけれども、例年やはり1億円以上の誤差がありまして、それを毎年度減額している状況にあります。しかしながら、最初に申し上げたとおり、新規就農者の数については一定量確保しておりますので、市町村、県を含めて万が一にも給付漏れがないようにということで、確保させていただいているというのが実態であります。

○**工藤勝博委員** 余裕を持って当初予算に盛っているということで理解すれば、減額が成り立つと思いますが、いずれ意欲を持って取り組む若者が途中で諦めないように、ぜひともしっかり確保していただきたいなと思います。

もう一点ですけれども、新しい産地づくり支援事業とか、いろんな設備投資の支援事業もかなり減額ということで、先ほども事業の変更とかいろいろありました。やはり農家でも、農業でも、いかに設備投資をして次の生産を伸ばすかというのは一番の肝だと思うのです。設備投資なくして次の生産基盤が成り立たないということを私は常に思っているのですが、それらも含めて、農協などの組織もあるのですけれども、やはり個々の農家がいかに次の経営に向けての投資をするかということが大事ではないかと思っているのですが、その辺の捉え方はどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○**菊池農産園芸課総括課長** 今工藤委員から、積極的な設備投資をしながら、いろいろ園芸振興につなげていくべきではないかというお話をいただいております。先ほどいわて型野菜トップモデル産地創造事業の話をしました。この事業については、これまでにない国庫事業に対して県と市町村でも8分の1ずつ支援することで、受益者の負担が4分の1

で済むということです。この事業導入に向けたいろいろな説明を、年度当初に各農協を回って、一つ一つの農協からお話を聞いて、事業の導入について説明してまいりました。

また、途中で土地利用型の野菜の研修会、あるいはハウスの環境をCO₂、温度を操作しまして、植物が適切に成長できる環境をつくり出す環境制御技術の導入などについてのセミナーも開催しております。

また、先般、農業法人協会が主催する経営者セミナーという、これは系統外の方々もいらっしゃるのですけれども、そういったところにも出向いて事業の説明をして、意欲ある、能力ある経営者の方々に事業導入を促しているところでもあります。今後におきましても、さまざまな機会を捉えまして、園芸の振興のために施設整備を進めることに取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 昨年の9月の定例会に提案された施設園芸の person 費も支援するとして補助事業がありました。その事業の実績を伺います。

いずれ施設園芸も含めて畜産農家でも畜舎を建てかえるとかといえば、従来よりもコストが上がっています。それらを踏まえると、いろんな事業提案をしてもなかなか農家自身も踏み込めないというのが現実にあると思います。それらも含めて次年度の事業計画等も勘案しながら、予算確保に向けていただきたいと思いますので伺います。

○**菊池農産園芸課総括課長** 今工藤委員おっしゃった、トップモデル事業のパイプハウスの建設費に対しても支援するというものを9月議会でお認めいただきました。これは、これまで国の補助事業がパイプハウスの建設費に対しては支援をしないということで、県もそれらに対してはなかなか支援しにくい状況がありまして、パイプハウスを建設するに当たっては事業導入者がみずから全額出して建設をする場合に、最近資材の高騰や人件費の高騰が進んでいる中で、その部分が少し足かせになっているのではないかとということで、支援の対象を広げるということに取り組んだものです。これにつきましては、今回県内陸部の花巻農業協同組合管内のピーマンのハウスの建設、それから一関エリアのトマトのハウスの建設に対して、これらを対象にすることで進んできておりまして、このことよってさらにハウスの建設が加速していくのではないかと期待しているところでもあります。

○**工藤勝博委員** そういう事業を積極的に提案しながら、減額しないようお願いしたいと思います。

ちょっと古い話になりますがけれども、昭和50年代の冷害のときに、岩手県にも園芸産地をつくるということで予算化して、パイプハウスが導入されたと思います。やはりそういう一つの危機感を持って事業を立ち上げたと、その立ち上げた事業が100%使われるような形に進めていただければと思います。

ある年に、例えば私は西根でしたから、農協の担当者が県庁に行ったら、雨よけのハウス、これだけの予算があるけれども、要するに使い切れなくて余っているとされたら、何とか西根で使ってくれないかと言われてきたということで、私たちも、それであれば50棟、100棟、受けてやりましようとなり、その事業が発端となり、西根のハウレンソウの

産地ができた経緯があるのです。これは、そういうぐらいの気概を持って、せっかく確保した予算を使い切って、また次年度にそういう生産基盤をつなげていくということも必要ではないかなと思いますので、繰り越ししないようにぜひ頑張っていたきたいと思えます。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 71 号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明します。

議案は、議案書（その 5）の 1 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 71 号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大船渡漁港海岸高潮対策（永沢地区防潮堤その 3）ほか工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策のため、防潮堤 588.6 メートルほかの整備を行うものであります。

6 の設計変更の理由及びその内容ですが、第 1 回変更は単価適用年月を変更したものであります。今回の第 2 回変更は、鋼矢板及び基礎ぐいの打設工法を変更するものであります。今回の変更による契約金額が 18 億 107 万 4,140 円となり、当初議決額に対し 22% の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3 ページをお開き願います。上段の囲みの中に今回の第 2 回変更の内容を記載しております。試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、鋼矢板の打設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法に、基礎ぐいの打設工法を中掘工法から先行掘削工法にそれぞれ変更するものであります。

下段に防潮堤の標準断面図と転石の確認及び鋼矢板の打設状況の写真があります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第72号大沢漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その5）の2ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第72号大沢漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、大沢漁港海岸高潮対策（防潮堤その1）ほか工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策のため、防潮堤455.7メートルの整備を行うものであります。

6の設計変更の理由及びその内容ですが、第1回変更は単価適用年月を変更したものであります。第2回から第4回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸しております。第5回変更では、インフレ条項の適用により変更したものであります。第6回から第7回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸しております。また、契約書別記条項の変更をしたものであります。今回の第8回変更は、仮設鋼矢板の打設工法の変更及び防潮堤を追加するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により契約金額が18億2,511万4,080円となり、当初議決額に対し55.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段の囲みの中に今回の第8回変更の内容を記載しております。試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、仮設鋼矢板の打

設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法に変更するものであります。また、隣接する他工事との工程調整に基づき、防潮堤を追加するものであります。

中段の平面図に今回追加する防潮堤箇所を赤色でお示ししております。下段に防潮堤の標準断面図と転石を確認した状況写真があります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 1点だけ確認をしたいと思います。工期が349日間延びるということになりますが、地元並びに自治体である山田町とはその辺の協議等はなされているものと思えますけれども、その状況についてお伺いをいたします。

○鎌田漁港漁村課総括課長 地元との調整ですけれども、まず当初は工事着手前に工事説明会を行っておりまして、工事期間中は随時山田町及び地元の方々と協議を行っているところでございます。

○田村勝則委員 行って何もなかったのか。

○鎌田漁港漁村課総括課長 地元からは、速やかに工事を進めるよう申し入れを受けているところでございます。今後努力してまいります。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第79号船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内藤漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その5）の9ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第79号船越漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、船越漁港海岸災害復旧（23 災県第554号防潮堤その3）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、

記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤416.3メートルの復旧を行うものであります。

6の設計変更の理由及びその内容でございますが、第1回変更は契約書別記条項を変更したものであります。第2回変更は、年度内支払限度額を変更したものであります。第3回から第4回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸しております。第5回から第7回の変更では、工事期間を延伸するとともに、年度支払限度額の変更及び契約書別記条項を変更したものであります。今回の第8回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により、契約金額が18億8,366万8,800円となり、当初議決額に対し22.1%の増となるため、今回の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。今回の第8回変更の内容をお伝えしておりますが、試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、基礎ぐいの打設工法を中掘工法から先行掘削工法に変更するものであります。

下段に防潮堤の標準断面図と転石を確認した状況写真があります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県棚田地域振興計画について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤代農業振興課総括課長 岩手県棚田地域振興計画について御説明いたします。

岩手県棚田地域振興計画につきましては、12月の農林水産委員会において棚田地域振興法に係る本県の対応について御説明させていただき、県計画を策定したい旨を御報告させていただいたところですが、今般県計画を策定いたしましたので、その内容を御報告させていただきます。

お手元に配付しておりますA4判の資料、岩手県棚田地域振興計画についてごらんくだ

さい。まず、1の計画策定の目的でございますけれども、棚田は農産物の生産・供給、中山間地域の多面的機能の維持・発揮に大きく寄与しており、国は昨年8月に施行されました棚田地域振興法に基づき、棚田の保全や棚田地域の振興に必要な財政上の措置等を講ずるとしております。このような国の動きを踏まえまして、棚田を核とした地域の振興を図るため、棚田地域振興法第6条の規定に基づき、岩手県における棚田地域の振興を進めていくための基本的な計画として策定するものでございます。

次に、2の計画検討の経緯でございますけれども、最初に(1)、岩手県棚田地域振興連絡会議の設置、検討でございます。分野横断的かつ総合的な支援につなげていくため、庁内関係部局で構成する岩手県棚田地域振興連絡会議を設置いたしまして、計画の検討を行っております。

また、(2)、県農政審議会の審議ですとか、(3)、市町村への意見聴取を行っているものでございます。

次に、3、計画の概要でございますけれども、関係部局や農政審議会、市町村からの意見を踏まえまして、計画は令和2年2月10日に策定しております。

別添のA3判の資料でございますけれども、資料1のほうをごらん願います。県棚田地域振興計画の概要でございます。1の計画策定の趣旨につきましては、先ほど御説明を申し上げたとおりでございます。

2の計画期間でございますけれども、棚田地域振興法は時限立法でございまして、令和6年度末に失効するとされております。このため、計画期間は来年度の令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

次に、3の計画推進の考え方でございますけれども、農業者や地域住民など、多様な主体の連携・協働を促進しながら、地域の特性に即した取り組みを推進することとしております。

次に、4の計画の推進体制ですが、一つ目は先ほど御説明申し上げました県棚田地域振興連絡会議を設置、また二つ目はワンストップ窓口の設置ということで、農林水産部農業振興課を窓口にしているものでございます。

次に、5、棚田地域振興の目標でございますけれども、棚田の保全等による農産物の生産・供給や多面的機能の維持・発揮の促進、交流人口や関係人口の増加といったようなものを掲げております。

次に、右側、7、具体的な振興方策をごらんいただきたいと思います。八つの柱を掲げております。国の基本方針、棚田地域振興に関して国のほうでも基本方針というものを策定しておりますけれども、国の基本方針では、この7に掲げたうちの(2)から(8)までを七つの柱立てとしており、県農政審議会等から岩手県のほうでは人づくりを厚くすべきではないかというような意見を踏まえまして、本県独自に(1)の棚田地域を支える人材の育成というような項目を盛り込んでおります。

以降、移住・定住の促進、関係人口の創出・拡大ですとか、(3)、農村交流・体験の推進、(4)として文化的景観の保護・活用、(5)として農業生産、農産物の加工・販売の促

進、(6)として国土保全、地域社会の維持・活性化、(7)、観光の振興、最後(8)ですが、自然環境の保全、鳥獣被害対策というようなものを柱立てとして取り組みを、具体的な振興方策としているものでございます。

計画概要につきましては以上でございまして、恐れ入ります、A4判の資料2のほうをごらんいただきたいと思います。資料2は、今般策定いたしました棚田地域振興計画になります。ただいま説明させていただいた内容のほか、2ページをお開きいただきまして、計画のほうには中山間地域等の統計データなどを活用いたしまして、棚田地域の現状ですとか、4ページのほうをお開きいただきまして、棚田地域における地域振興の活動の現状・課題、こういったようなものを盛り込み、そのページ以降に目標あるいは具体的な振興方策というようなものを盛り込んでいます。

恐れ入ります。最初に説明させていただきましたA4判の資料、岩手県棚田地域振興計画のほうをごらんいただきたいと思います。4、今後のスケジュールでございましてけれども、県段階といたしましては、今後市町村の要望を踏まえまして、国への指定棚田地域の申請を行っていくこととしています。

また、(2)、市町村段階でございましてけれども、市町村段階のほうでは地域振興協議会の設置ですとか、活動計画の策定、また国への活動計画の認定申請、こういったような取り組みを行うというような予定になっております。説明は以上でございまして。

○吉田敬子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 棚田のこと、ちょっとだけなのですがけれども、非常に中山間地域の活性化とかについては課題も多いわけなのですが、こういう取り組みが進められるということは意義のあることだと思っております。

それで、さまざまな事業をやる中で、グリーンツーリズムとか、農家民宿なども含まれてくると思っておりますが、そうすると今農家民宿をする予定の人が古民家をリフォームしたりするのでありますが、衛生上の基準が非常に厳しいというような声も聞きます。それは、衛生管理は本当に大事なことなのですが、もう少し柔軟にできないかというお話も聞いているのです。農業体験とか、グリーンツーリズム、農家民宿の拡大について、どのように進めていけばいいのかというようなこと、これを申請する際にどういう手順をとっていけばいいのかというようなことを少しお示しいただければと思います。

あともう一つは、新型コロナウイルス感染症の関係です。今後どういう影響が出てくるのか計り知れないと思っております。例えば、学校が急にお休みになり、学校給食の食材も事前に全部発注しているわけですが、それがストップされたり、今後もどのくらい学校給食の食材がキャンセルになるか、計り知れません。地域の農産物、それから肉、牛乳、そうしたものを扱う業者、生産者にも影響してくると心配しています。

それから、食材が今出回る時期ですが、学校給食もそうですし、宴会もどんどん自粛されてストップされると、農家に対しても影響が大きくなるのではないかと心配するところだと思います。現状に対して、考えられている方策について伺います。

○藤代農業振興課総括課長 最初に、私のほうからは農家民泊についてお話しします。

岩手県内に農家民泊をやられている方は、大体 1,300 戸ぐらいございます。それ以外に、旅館業法に基づく農家民宿をやられている方は 60 戸弱ございます。委員お話しの御指摘あった内容については、ちょっとどういう案件なのかというのが正確にはわかりかねるのですが、一つは旅館業法の許可をとろうというような方であるのであれば、保健所の衛生基準を守らなければいけないこととなりますが、なかなかハードルが厳しいです。当然飲食を提供する場合には、飲食提供のための基準もありまして、そういったことをクリアしなければいけません。

それ以外に、民泊新法といいまして、住宅宿泊事業法というのが去年から施行されて、それに基づいて申請をして、許可をいただいてというのも、保健所の管轄になるのですが、一定程度、旅館業法まで厳しくなく、民泊ができるというのがございます。

あとは、先ほど申し上げました農家民泊と言われる 1,300 戸については、かつていろいろ農家で民泊をやりたいという話があったときに、そういった衛生基準が非常に厳しく、修学旅行生を 1 年間に数日しか泊めないのに、そこまでする必要があるのかという話になりました。そこで、農林水産部と環境生活部のほうでいろいろ協議しながら、農家民泊のための衛生管理基準を定めまして、その指針を守っていただく方については、地域のグリーンツーリズム協議会に登録をいただき、協議会で衛生基準が守られているか確認して、修学旅行生を宿泊させていただくなどの取り組みができるというようなことにしています。いずれかのどういうステージの民泊をやりたいかというところでいろいろ御相談いただければいいと考えているところです。いろいろな生産者の方がやられるような民泊については、農林水産部としても積極的に進めていきたいと考えているところです。

○高橋流通課総括課長 政府の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策によりまして、ただいま委員からお話がありましたように、小中学校、高校で本日から休校されているところもあろうかと思えます。市町村あるいは学校によっても対応が異なると聞いておりますが、学校給食におきましては委員からも御指摘がありましたように、県産食材をたくさん使っていただいているところがございます。特に牛乳と米につきましては、ほぼ 100% の状況でございます。加工品につきましては、保存年限がありますので、いろいろ打つ手も考えられるわけですが、特に牛乳につきましては、農業新聞でも取り上げられているところですが、学校給食向けの牛乳ですが、本県の場合、年間 1,700 万本が供給をされているところがございます。児童生徒合わせて約 9 万人の子供たちに提供しているところがございます。この状況につきましては、業界団体、牛乳普及協会のほうでも今実態把握に努めていると承っております。県としても今いろいろ情報収集しているところでして、しっかり実態を把握した上で必要な対策については検討していかなければいけないと、今はそういう状況と受けとめているところです。

○上田農林水産部長 新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、県内でもそういったことは想定されるものですし、そのほか国全体としても、やはり外食をする機会が減

ってくるだろうと。あるいはインバウンドなどもどんどん減ってくるだろうという懸念も
ございます。今現在、生産段階において具体的に大きな影響が出ているということはありませんが、将来的にはそういったものは懸念されるという声がございます。

このため、国からの依頼もありましたが、農協関係の、あるいは農業関係の貸し付けを
やられている機関に対しまして、とりあえず貸し付けについては迅速に行っていただくよ
うに、そのほか既存の貸付金がありますので、それらについては償還の要件などの見直し
も含めて柔軟な対応をしてほしいと、呼びかけをさせていただいたところです。

○白澤勉委員 私からも新型コロナウイルス感染症の影響について伺います。地元の農産
物の供給については、特に学校給食もそうですが、今までも販路の拡大を図り宿泊施設な
どと提携、連携しながら供給しておりました。現在は、大分キャンセルが出てきておりま
す。相当数の今後影響が出てくると思われます。これが1カ月でとどまるのか、ここがま
だ見通しが立てられない状況において、万全な体制を農林水産部としてもぜひお願いし
たいと思います。今も牛乳、畜産農家のお話もありましたが、本当に生産者の方々は、つら
い思いで廃棄処分もせざるを得ないところも出てくるのかもしれない。それらへのさま
ざまな丁寧な対策をお願いしたいと思います。

私からは、鳥獣被害の防止総合対策、1,500万円ほど減額補正で出ております。平成30
年度、鳥獣被害防止総合支援事業の評価レポートがありまして、その中で県の総合評価の
記述の中で、11市町村の被害防止計画について、4市町村が目標を達成して取り組んでき
ていたけれども、目標未達成の市町村においては特に、イノシシによる被害の増加が見ら
れて、生息域が拡大していることが考えられるということで、県としてイノシシ被害が、
県内に今まで生息していなかった状況から大分拡大してきている認識のコメントがありま
した。

その一方で、鳥獣被害防止対策の減額補正もあつたりするので、いろいろ理由はあるに
しても、県として今の鳥獣被害対策、どのような事業の取り組みについて評価されている
のか、改めて伺います。

○今泉担い手対策課長 県における鳥獣被害対策ですが、県内の農作物の被害につきまし
ては、これまで鹿を中心に被害がありまして、今でも被害の半分が鹿によるものです。た
だ、今一方で、委員からのお話があつたとおり、イノシシの被害が年々拡大しておりま
す。既に県北のほうまで被害が及んでいる状況にあります。こうした状況から、県では各
地域で構成いたします協議会と連携をしながら、イノシシの被害防止対策に努めていると
ころです。

具体的に申しますと、これまで県内に生息していなかったイノシシの捕獲の技術の向上
のために、各種研修会の実施であるとか、あるいは効率的な捕獲に向けてのICTわなの
導入、また、さらなる効率化に向けてドローンを活用した捕獲の研究会を立ち上げまして、
そういった対応をしているところです。引き続き今後とも地域のほうと連動しながら、鳥
獣被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

年々被害のほうは減少しておりますが、イノシシの捕獲頭数につきましては年々ふえておりまして、平成 30 年度は 243 頭を捕獲しているところでありまして、前年度に比べて約 3 倍の捕獲になっております。

○白澤勉委員 イノシシの捕獲は 3 倍ということであります。一方で農産物の被害は減少しているということですが、私はいろいろ声を聞いていると、被害の額について、報告をためらっていたり、諦め感があって、報告されていないという声もあります。ぜひ被害額の部分については少し疑ってというか、ある意味、市町村にもしっかりと報告をしてもらうようにしてほしいと思います。

それで、まさにイノシシ被害というのが多分、今 3 倍の捕獲数ということで上がっておりますけれども、これからやはりもうちょっと深刻な状況が出てくるのではないかと考えております。その一方で減額補正をしていることに、先ほども工藤勝博委員から予算の効率的な執行という観点で、他事業のところでお話がありました。有効に活用をしていただけるように、さまざまな制約はあるのだと思います。簡単に流用できないというのはあるのかもしれませんが、新しいイノシシの捕獲技術の改良普及、そして全国には先駆的に取り組んでいる先進地もありますので、そういった部分も研究されていると思いますので、岩手県の地形に合った体制や、普及啓発を含めて対策の充実強化に取り組んでいただきたいと思います。最後に所感を聞いて終わります。

○藤代農業振興課総括課長 御指摘のとおり、鳥獣被害については、もっと被害があるのではないか、現地から声が出しにくい状況になっているのではないかと御指摘をいただいて、市町村を通じて、あるいは農作物共済などを通じて被害額を把握しているところです。今年度も再度呼びかけをして、農家さんに個々にアンケート調査をやって被害額を把握しているわけです。再度確認をしてくださいと市町村にお願いして、数字等を確認しておりますので、引き続きそういった形でなるべく被害があった場合には、情報を上げてもらうように取り組んでいきたいと考えております。

また、イノシシにつきましては、非常に危機感を持っています。平成 22 年に初めてわかって以降、今ですと 10 市町村までイノシシ被害が拡大している、あるいは確認されているというような状況ですし、捕獲頭数も伸びていますけれども、被害額も同じように伸びているというような状況もありますので、何とかここを抑えていかなければいけないと思っています。

一方で、先ほど委員のお話にあった補正については 1,500 万円減ということですが、対策を頑張っていかなければいけないのに、何で予算は減額するのだというのはそのとおりなのですが、当初これについては国から大体要望額の 9 割弱ぐらいの内示で来たものでして、その後追加割り当ての形があって、再度市町村に満額使えそうだとということをお声がけをさせていただきました。幾らかそれで出した結果として、最終的に 1,500 万円ほど減額という形ですが、何とか現地でやりたいというようなものについては、予算を確保したと捉えているところです。引き続き予算の使い方も含めて、鳥獣対策については大変重要だと

考えておりますので、被害が少なくなるということではなくて、なくなるぐらいの形にできるよう、現地でいろいろな活動ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○**田村勝則委員** 簡潔に3点お伺いいたします。まず1点、先ほどお話しいただきました棚田地域振興法の関係なのですが、本県における棚田地域は、対象面積に該当するのは1万3,000ヘクタールというようなことで示されておりますが、国もやはりこれだけ輸出入の自由化が進んでまいりまして、食料自給率も全く上がらない状況です。そういう中で、やはり大事な施策なのだろうと思っておりますが、現在指定地域、あるいは対象面積でもいいのですが、実際耕作放棄地というのはどのぐらいあるものなのか、もし調べてあるのであればお聞かせください。また、耕作放棄地をどのようにしていくかというのが見えないなど感じたものですから、施策も含めてお伺いします。

2点目ですが、豚コレラについて伺います。県でも防護柵の対応をしてきたわけですが、今はもう設備ができていますのかどうか。もう、3月に入ったわけですが、どういう状況であるのかお伺いします。

3点目ですが、2月21日の岩手日報の記事に大槌町にジビエ加工施設を建設というものがありました。政府も19年度利用量を2万6,000トンふやす目標を立てているということで、いろいろな施策も当然しているわけですが、県にもこのような施設ができるというのは誠に結構なことだと思います。文言の中にちょっと気になる文言がございました。検査する体制が整備されれば出荷できるが、ジビエ加工施設のない本県では同方針がなく、現状では出荷できないため、県と町で協議しているというような文言があります。この点について、どのようになっているのかお聞きしておきたいと思っております。

あと、大槌町も補助金を出して建設するというところでありますけれども、私も現状がどうなっているのか調べてみましたら、このジビエ加工処理施設はなかなか厳しい状況なようです。例えば静岡県の伊豆市では5,800万円かけてつくったけれども、1,800万円の売り上げはあったが、1,000万円の赤字だった。あるいは補助金を出したけれども、2年でイノシシ8頭しか処理できなかったなど、富山県高岡市では鳥獣の質が安定しないので、赤字続きで稼働率が低いとか、そのようなことがいろいろ言われております。要は、大半の施設で採算がとれていない。そういう中で、大手外食産業も巻き込んで流通拡大が必要などの課題も出されております。せっかくなので施設なわけですから、いい方向に行ってほしいという思いを持ってお聞きします。県として、どのような対応をしようとしている、あるいはどのような評価をしているのかお伺いをします。

○**藤代農業振興課総括課長** 棚田、耕作放棄地について、私からお話をします。

まず、棚田地域の関係ですが、資料でお示しさせていただいたとおり、本県中山間地域2万4,000ヘクタール、中山間地域等直接支払制度の対象面積ですが、2万4,000ヘクタールのうちの棚田が1万3,000ヘクタールと見込んでおります。これは、全体とすれば31の市町村に分布しているものですが、現時点で今回の棚田地域振興法に基づいた指定地域に希望しているのは5市町村で、900ヘクタールほどの状況になっております。

これについては、まだ皆さん様子を見ているというようなところが多くありまして、当初、去年の8月から施行されているのですが、中山間地の農地保全活動をやった際に加算措置がある形で、中山間地域直接支払制度の中の10アール1万円の加算措置という形で国から示してきたのですが、予算の概算決定以降、活動目標を設定して、その目標が達成できない場合には交付した補助金については返還が必要という条件がつきまして、皆さんいろいろ頑張ろうと思っていたところに、こういった目標が全国でも設定されるのかというところを、皆さん様子を見ているところで、今時点では5市町村900ヘクタールほどが、手を挙げてみようかとお話をいただいているところです。

それから、耕作放棄地ですけれども、農林業センサスのほうで耕作放棄地というのが統計データとして示されております。農林業センサスの平成27年が最新値になるのですが、県内全体で1万7,000ヘクタールほどとなっております。耕作放棄地の解消につきましては、農業委員会での農地パトロールですとか、あるいはその中で使う方を見つけて、農地中間管理事業ですとか、いろんな整備事業も取り入れながら、再度活用する形で取り組んでいるものです。

○村上特命参事兼振興・衛生課長 野生動物侵入防止緊急支援事業についてであります。現在この事業の進捗状況ですが、先ほどのお話とも重なる部分がありますけれども、県内には136の養豚場がありまして、そのうち設置済み、あるいは近々廃業するといった農場を除く95農場がこの事業を活用して柵の設置に取り組んでおります。そのうち、現段階で19農場が柵を完成しておりまして、他の農場もできるだけ早い時期に設置するよう取り組んでいる状況です。

○菊池畜産課総括課長 今お話あったとおり、2月末現在で19の農場が完了しており、それ以外の既に県が進めている分については、月末に完成目標として進めております。全国的にこの柵を集中的につくるということで、資材が滞ったということもありましたが、国に、その実情を話して、現在は資材そのものは調達がうまく流れているということで、予定どおり3月末までの完成に向けて進めております。ただ、一部この事業につきましては、国からは、年度繰越も可能ですということに多少条件を緩和していただいているのですが、いずれ年度内の完成に向けて頑張っております。

○今泉担い手対策課長 ジビエ施設の関係についてお答えします。まず新聞報道にありました県の方針のお話でございます。現在放射性物質が確認されている鹿がいる関係で、県内全域に出荷制限がかけられております。そのため、出荷するためには全頭検査して出荷するという国のルールがあります。県内には出荷をする施設がなかったものですから、これまで県のほうではその方針については策定していませんでしたが、先般大槌町から正式にジビエ施設をつくりたいというお話を頂戴しまして、県といたしましては早急にこの方針を策定して出荷できる状態をつくるよう、農林水産省あるいは厚生労働省とこれから調整して、方針の早期策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、施設の採算性及び今後の県の見通しであります。委員のおっしゃるとおり、全国

にありますジビエ施設につきましては、なかなか採算性がとれないといった施設が多いというお話を聞いておりますが、今回大槌町のほうでつくるジビエ施設につきましては、個人施設ではあるのですけれども、沿岸部につくられるということもありまして、震災の復興あるいは地域振興の意味で大変重要な意味を持つということで考えております。そういった意味では県といたしましても、例えばジビエの肉を処理する技術の研修に要する費用ですとかを国庫補助金を使いながら積極的に支援してまいりまして、ジビエ施設の振興に努めてまいりたいと考えております。

○**田村勝則委員** 1点目の柵田指定地域の関係ですが、今お話しいただいたのは、県全体でいわゆる耕作放棄地は1万7,000ヘクタールですということがありましたけれども、中山間地の中に耕作放棄地について文言が結構でてくるのです。ですから、対象地域の耕作放棄地がどのくらいあるかというのは、まだそこまではわからないということですね。もしそうであれば、わかりました。

最後のジビエの関係ですけれども、一つの基準になっている放射性セシウム100ベクレルについてですが、この記事によれば検査室も備えるということになっていますが、簡単に検査室は備えるけれども、検査をするのは誰なのか。対応方法についてお聞きします。

○**今泉担い手対策課長** 検査するのは、地方公共団体と定められておりますので、今後大槌町で検査するのか、あるいは県で検査するのか、大槌町と調整しながら決めていきたいと考えております。いずれ安全なものを出荷するというのが大前提になりますので、そういうところは慎重に調整しながら決めていきたいと考えています。

○**田村勝則委員** もう一点だけ御質問いたします。鹿の処理をするということですが、鹿の場合には、例えば鉄砲で撃った場合は、首とか頭とか撃って死んでいる鹿なら肉に問題はないのだそうです。腹とかにぶつかっていると大腸菌が飛び散って使いものにならないのだそうです。ですから、いっぱいとっても9%ぐらいしか処理のほうに回らないというのが現状なわけですが、やはりそうなってくると、いろいろなところの勉強会、例えば猟友会にちゃんと技術を上げてもらって、首とか頭を撃ってもらうということも当然必要になってくると思います。予算は減額になっているところもあるわけですが、しっかりそういう部分も含めて、ひとついろいろな連携もしながら取り組んでいく必要があるのではないかと思います。何か所見があればお聞きします。

○**藤代農業振興課総括課長** 委員御指摘のとおり、野生鳥獣を食肉処理する場合、特に鹿ですけれども、厚生労働省のほうからガイドラインというものが示されております。そういった食肉処理する施設のほうで殺処分をする、屠殺する、あるいは鉄砲で撃つ場合には頭部等を撃ったもので、腹部等には当たらないもの。腹部等に当たったようなものについては食肉利用しないというようなものが示されております。これらのことについては、大槌町から事業者の方にもお伝えしていますし、また県民くらしの安全課とも連携しまして、そちらのほうからも腹部とかに当たったようなものが利用されないように、そういう指導

をしていきたいと考えております。

それから、放射性物質検査ですが、他県の例、あるいは出荷、検査方針の考え方として、県もしくは食品衛生法の登録機関で検査するようになっていきます。岩手県内で登録機関となっているのは、民間団体が一つ盛岡市内にあるのですが、そこで検査する、もしくは先ほど言いましたとおり、地方公共団体として県もしくは大槌町が検査をするというのがルールになっています。そういった形でどういう対応ができるかというのを大槌町と調整していきたいと考えております。

○**関根敏伸委員** 棚田に関して、私も質問します。先ほど県内の今の申請見込み状況が5市町村、900ヘクタール、様子見だということです。全国でも4県20地域ぐらい指定だということになっているのが報道されておりましたけれども、県として非常にいい法律ができて、いい地域政策の柱になり得る政策と考えているのですけれども、この1万3,000ヘクタールのうちのどの程度、棚田地域の計画に乗って、これを大きく押し上げようとしているのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

今この現状、様子見だということはわかります。補助金は返還ということが出てくる可能性がある。同時に活動計画をつくるということに、かなりハードルが高いのではないかなという気がしています。いろいろ広範囲の活動を求められることになるのだらうと思いますが、活動計画そのもののハードルが高いということが、申請が思うように伸びないということだとすれば、何らかの支援ということも必要ではないかと考えるのですが、この法律ができたことによる県の考え方、あるいは支援の方向についてお伺いします。

○**藤代農業振興課総括課長** 法律ができたことによる棚田地域の県の考え方ですけれども、本県では中山間地域が8割、農業関係でも8割ということで、非常に中山間地域等直接支払制度を活用して地域振興に取り組んできました。予算額ベースでいきますと、国、県、市町村合わせて年間36億円ほどの予算措置をして、いろいろ地域振興に取り組んでおります。今回の棚田法につきましては、その36億円の外数として上乘せ加算だという話もありましたので、地域では、いろいろ活用ができるのであれば積極的に利用していくべきだろうという考えのもとで、広く市町村にもこういった法律ができたということ、あるいは活用について説明会などを開いてきたところです。

面積的なものについてのどれくらいというのはちょっと持ち合わせていないのですが、例えば中山間地域等直接支払制度の対象地域以外のところ、北上川といいますか、本線沿い辺りで幾つかあるのですけれども、そういった地域で、例えばこういった中山間地域等直接支払制度の対象にはならないのだけれども、棚田地域の指定を受けると、今まで特認地域というのが中山間地域等直接支払制度ですと3分の1の補助なのですが、指定を受けると2分の1補助になるというような形で、地元負担も少なくなるだろうという形で、そういったところについては積極的に活用していきませんかというようなことで周知しております。

それから、説明させていただいたA4判の2枚目のほうに岩手県の地図をつけておりま

すけれども、ピンク色の地域が棚田が多い地域なのです。いろいろ活動されている方もいらっしゃるって、そういった地域で積極的な活用を見込めないかというようなことで進めているところです。引き続き今時点で5市町、900ヘクタールということで、全国でも様子を見ながら、岩手県も様子見という状況で御説明したところですが、今申し上げましたメリットとなる措置も幾つかありますので、利用できるところはなるべく利用していただくように、引き続き呼びかけていきたいと考えているところです。

○**関根敏伸委員** ぜひよろしくお願ひします。申請期限は8月なのですか、違うのですか。年度末ぐらいですか。まだちょっと日程はあるようなのですが、いずれ中山間地域等直接支払交付金の加算措置とあわせて、先ほど来、話に出ている鳥獣被害の防止策なんかも補助率がアップするなどということが報道されていたようですから、うまく使っていくとそういったことにもつながってくるのかなと考えております。今後も期限に向けていろいろ市町村と連携して、御支援のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、関連して、中山間地域等直接支払交付金のことですが、これも5年ごとの見直しで、見直し時期が来ると思ひのです。先ほど課長から話あったとおり、県で三十数億ですよね、全国でも2番か3番目の交付金額であるということで、非常に恩恵があると思ひのですが、一つには、5年ごとに見直しがかかる中で、補助金返還ルールがちょっと緩和されるということも報道されているようです。さまざまな集落戦略を策定しなければならない、あるいは補助金の返還に縛られる、いろいろなことで日をまたぐときに申請がかなり落ち込むということがちょっと報道されて、危惧されているようなのです。第3期から第4期に向かうときは相当落ちて、農地が減少してしまったということもあるようですが、もうそろそろ第5期に入るわけですけれども、この辺の見直しをどうとっているのか。今まで取り組んできた方々が維持して、今後とも第6期に向けて取り組むという、しっかり対策をとる必要があると思ひのですが、対応についてお聞かせください。

○**藤代農業振興課総括課長** 中山間地域等直接支払制度については、本年度が第4期の最終年度となっております。来年度からが、5年間の第5期目のスタート、ちょうど変わり目の年ということになります。先ほど委員御指摘のとおり、8月末が中山間地域等直接支払制度の申請期限になっていますので、こういった棚田加算についても今時点で8月末を目途に何とか出せないかというところを再調整しているところです。

また、同じように第3期から第4期に移行する際に、遡及返還措置という情報がありまして、今まで活動してきましたが、5年間の活動期間のうち途中でやめるとその期間、例えば3年間活動して、3年でやめました場合、3年分もらった補助金は全額返還だというようなものがありまして、皆さん、この先5年間できるかという不安感もあって、第3期から第4期のときに活動を見合わせるというケースが多くありました。

今回国のほうにも第4期の評価というような形で、その遡及返還措置について緩和してくれないかとお願ひ申し上げまして、来年度からの第5期では、今時点の情報としては、活動して途中でやめたとしても、全額ではなくてやめた面積分だけ返還ですという形に若

干緩和されたような形になっていましたので、そのようなこともアナウンスして、31 市町村で 1,200 協定ぐらいでやっているのですけれども、そのほうが減少しないように、第 5 期に向けて今取り組んでいる状況です。何とか、今の遡及返還のところ、あるいは棚田を使ってというような形で、地域の皆さんが活動できるように取り組んでいきたいと考えているところです。

○**関根敏伸委員** わかりました。最後ですけれども、基本的に中山間含め、日本型直接支払制度を見ているのが市町村ということですが、非常に市町村の体制が脆弱で、この三つの制度をかけ持ちで見ている状況の中から、手が回っていないのはいろいろな要因があるのではないかとということも報道されているようですが、この辺の実態をどのように考えていくのか。

あるいは使える推進交付金があるようですが、これがなかなか交付されなくて、臨時の職員が雇えなかったり、事務費に回らなかったりという実態があるようですけれども、この辺の実態をどのように考えて、県としてはどう支援をしようとしているのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○**藤代農業振興課総括課長** 市町村のほうも農林課なりで複数の事務を行いながら、非常にマンパワー不足というなお話は重々承知しております。そういった中で、県でも振興局がなるべくそういった市町村の声を聞いて、直接的な補助申請という部分について、お手伝いできるというのは難しいところはあるのですけれども、非常に迷った際のいろいろなアドバイスをさせていただいて、円滑に事務が進むようソフト面で対応をさせていただいているところです。

○**高田一郎委員** 私も今のお話を聞いて、棚田地域振興について質問したいと思います。

最初、国会で議員立法で通ったときは、大変すぐれた制度ができたときと当時は思いましたが、だんだん中身が明らかになるにつれて、ちょっとハードルが高いなど、かなり頑張らないとだめだなという思いをきょうさらに強くしたところです。せっかくつくられた制度ですから、うまく活用して、地域の振興に結びつけていくということが本当に必要だと思いますし、そういう点では県のしっかりとした指導、援助を期待したいところです。

それで、お聞きしたいのは、説明資料によりますと棚田地域の指定になる面積、最初は中山間地域等直接支払制度の対象としたエリアのうち 1 万 3,000 ヘクタールが対象ということなのですが、いわゆる傾斜度だと思うのですが、制度に該当しない地域でも何か対象になるようなお話をされましたけれども、それは全体として 1 万 3,000 ヘクタールなのか、それ以外にまたあるのか、説明していただきたいと思います。

○**藤代農業振興課総括課長** 今回の棚田法の該当地域が、傾斜度 20 分の 1、10 メートル行って 50 センチメートル上昇するというような格好の傾斜の水田等という形になっているのですが、段々畑も含むのですけれども、主には水田だというような形で、県のほうに統計がないものですから、中山間地域等直接支払制度の中で傾斜度 10 分の 1 あるいは 20 分の 1 というようなところを拾って 1 万 3,000 ヘクタールとしたものでございます。交付

金をもらっていないエリアでも、こういった 20 分の 1 の傾斜がある水田というのは当然あります。数字は持ち合わせておりませんが、三つの市町村でエリアがあると承知しております。

○高田一郎委員 それで、返還要件があるということで、自治体もちゅうちょしているという話を先ほど伺いました。実際 5 市、900 ヘクタールというお話が出ましたが、これはどういうことですか。例えば私の地域では今月末に説明会がある予定です。中山間地域等直接支払制度を活用している。これは、担当市町村に問い合わせして、大体対応できるのがこのぐらいだというふうな形の数とは違うのですか。やっぱりしっかりと丁寧に説明をして、この振興法のメリットをよく説明していけば、活動の幅ももっと広がっていくのではないかなと思うのですが、この 5 市、900 ヘクタールというのはどういった形で把握された面積なのか教えてください。

○藤代農業振興課総括課長 5 市、900 ヘクタールというのは、これまで市町村に説明をして、2 度ほど市町村を通じて要望を伺ったものです。市町村によっては、集落のほうに説明したケースもありますし、これから説明をしていくというところもあります。実際に活動される方の了解が得られないとなかなか勝手に手を挙げられないというところもあります。今時点の 5 市、900 ヘクタールというのは、やりたいと市町村が判断したもの、それから幾らか集落等に入って説明をしたものを含めるという形で、まだそういった説明が十分行われていないところは、これから出てくるのかなと考えているところでございます。

○高田一郎委員 わかりました。それで、ちょっと私も初めての制度でよくわからないのですけれども、具体的な振興策というのはいっぱいあります。これは、どの程度活動すれば加算措置が受けられるのですか。中山間地域等直接支払制度のときには、活動の選択をして、それを目標にしてクリアすれば大体交付金が受けられるという制度なのですけれども、今回の棚田地域振興計画というのは、どういう活動をすれば加算金が受けられるのか。

あるいは、制度上の問題で大変恐縮ですけれども、棚田地域の振興を支援する国庫事業の優先採択、採択要件を緩和するという文言がありますけれども、その辺について具体的に説明していただきたいと思います。

○藤代農業振興課総括課長 一つは、棚田地域の活動ですけれども、当然農地の保全活動というようなもので、中山間地域等直接支払制度でもやっていたかと思いますが、のり面の草刈りとか、水路等の少し泥上げですとか、それ以外に地域に人を呼び込むというような形の、例えばこの計画の中でも例示に書いてありますが、棚田地域を活用したマラソン大会のようなものですか、あるいは観光ツアーみたいなものですか、そういった呼び込むような取り組みたいものもというような形で、大きくは棚田の保全、それから多面的機能の維持というようなこと、今申し上げた棚田地域に人を呼び込むような振興活動、三つの活動について活動した場合に加算措置とされているものです。

それから、国庫事業の要件緩和につきましては、先ほど関根委員から若干指摘ありました、要件緩和とは違いますけれども、例えば鳥獣関係の対策で、ハード的な事業があるの

ですが、通常は2分の1補助となっているのですが、それが55%補助になるというようなもののかさ上げが出たりしているところがございます。

○高田一郎委員 わかりました。なかなか大変ですね。これは、返還する場合に結果を求められるのですか。それとも、活動すれば交付金がもらえるのですか。例えば人を呼び込むといってもなかなか、努力した結果、結局人を呼び込めなかったということもあり得るのです。だから、結果が問われるのか、活動が大事なのか、その辺のところを伺いたいと思います。

それから、関根委員から先ほど質問があった市町村の体制の課題も、私も率直に感じておりました。今度の新しい法律を具体化していく上で、今でも大変な状況なのに、本当に地域がやりたいと思っても、市町村の担当者がなかなかその気になれないというような状況にもあるのかなと思います。既に現在の中山間地域等直接支払制度、多面的支払交付金ですか、これによって事務費もかなり減らされており、そしてなかなか人材も確保できないと、そういうことも聞こえてきます。これらの実態は、どうなっているのですか。もちろん交付金は減らされてはいないと思いますけれども、市町村の事務費、それは減らされているというような、そういうことが新聞報道でもされているところなのですが、現状はどうなっているのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

○藤代農業振興課総括課長 まず、補助金返還の具体的な部分なのですが、先ほど申し上げました例えば棚田地域の活動関係で、それぞれの項目について目標値を定めるとされております。人を呼び込む形で、そこに例えば移住されている方を目標値に設定した場合に、2人移住者を確保しますと設定した場合に、もし期間内に2人が確保できない場合には返還という形になっているので、その目標値の立て方というのが非常に難しいということで、なるべく補助金返還にならないようにというような形の目標設定が必要だろうと考え、いろいろ国にも確認しているところです。

それから、市町村の事務費については、希望していただいた分、あるいは手を挙げているところと手を挙げていないところがあるのですが、手を挙げているところについては一応希望したとおりの金額を措置していると見ていたものですから、ちょっと不足しているというようなところについては、申しわけございませんが、状況を把握していないものがございます。

○千葉農村建設課総括課長 先ほど多面的支払の事務費のお話を伺いました。それにつきましては各市町村への推進交付金、30年度と元年度の実績を比較したところ、元年度の交付額、県全体で5,070万円という事務的な推進交付金。それが30年度は86万円ほど多かったということで、今のところほぼ対前年並みの事務費、推進交付金の交付という状況にはなっております。

○高田一郎委員 今の件については分かりました。5市、900ヘクタールになったというのがよくわかります、今の説明を聞きますと。なかなかこれは大変ですね。せっかくなつくつ制度ですので、本当に要件緩和、早速国に求めて取り組んでいただきたいと思います。

これから始まるさまざまな地域の説明会についても丁寧によく説明をして、そしてこれを本当に活用して頑張ってみようというような、そういう状況になるように引き続き努力して頑張っていたきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の件について伺います。先ほど高橋総括課長からお話しされたとおりでと思います。やはり実態を把握するということが大事だと思いますので、実態をしっかりと把握して必要な対策、あるいは場合によっては国に対する要望をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それで、農林水産部長も県の対策本部に参加しているのですが、対策本部の中の農林水産部の役割というのは何なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、実際に学校給食の問題で実害が出ているわけです。4月以降のことはこれからのことですので、契約をしている農家の方もいらっしゃると思いますし、そうした実害が既に出ていることに対する補償というのは、まだまだ国のほうで示されていないのですか。2,700億円の予備費を活用して、対策を持つということも一昨日あたりから政府もアナウンスしているようですけれども、対応はどうなっているのか。この点について聞いて終わります。

○上田農林水産部長 委員御指摘のとおり、本部が設置されまして、農林水産部でもそこに参画をさせていただいています。その中で、農林水産関係でさまざまな国の施策等、これからもっと出てくるのでしょうかけれども、その状況なりの情報の共有、それから実害、被害というのはこれからもっと大きくなっていく可能性があります。そういったところについての内容、あるいは実態について、これは情報共有ということになるかと思います。実際には、委員御指摘のとおり、県限りでやれるもの、あるいは市町村でやるもの、あるいは国でちゃんと対策を示して、その上でいろんな手だてを講じるもの、こういったものが出てこようかと思います。

高橋総括課長から申し上げましたが、実態を把握というのが大事でございます。今まだ話が出始めていて、実際に休校になりますのが今週からということになります。これからどんどん、実態については私どものほうでつぶさに調査をいたしまして、それに対しての対策がきちんととられるように考えまして、必要があれば国に対してさまざまな働きかけをしてまいりたいと思います。農林水産の生産者、特に農業の関係が出てこようかと思うのですけれども、そういったところに影響が出ないように、できるだけ早く手だてを打ってまいりたい、取り組んでまいりたいと思います。

○山下正勝委員 柵田について確認ですが、中山間地域等直接支払制度のほかに、多面的支払制度もあります。県北地域では、畦畔の除去や暗渠排水事業に使えるのでしょうか。さらに、今回、活力ある基盤整備事業から、いきいき事業という名前になりますけれども、その事業、恐らく柵田だと思うのですけれども、そういった場合は考えているのかどうか。あくまでも柵田は田だけの保全だということか、それともさつき畑も含むという話でしたが、そうすると県北のほうでは事業指定になれば使えるものか、使えないものか、教えて

ください。

○千葉農村建設課総括課長 後半のいきいき事業での畦畔の除去なり、耕作放棄地における暗渠排水事業に使えるかということですが、そちらのほうの事業は従来の活力ある基盤整備事業と同様に、実施できるものでございます。それから畦畔の撤去というものについては実施できる制度で構築をさせていただいております。いずれ中山間地域を主体と考えておりますが、あとは平場地域における耕作放棄防止対策というような視点でも事業を新たに構築させていただいているところであります。

○藤代農業振興課総括課長 畦畔を除去した場合に、これが棚田法の該当になるかということになりますけれども、畑でも該当にはなるのですが、その際に地域として畑も含んではいいのですけれども、水田が1ヘクタール以上あって、その上で畑が含まれないと対象にならないという国の規定になっております。畦畔除去したもので、それで水田が1ヘクタールを切ってしまう場合には、対象外になるのかなと考えているところです。

○山下正勝委員 先ほど私は、棚田と言いましたけれども、当然傾斜度 20 分の1だと思うのですけれども、それはそれでわかるのです。ところが、県北の場合は田んぼがすぐあって、すぐ畑なのです。今は、県南のほうは田んぼを畑地化、地域作物という話だったのですけれども、県北はそれとは逆に、基盤整備というわけではないのですけれども、簡易な事業でいっそ畑にするかという話も出ているのです。例えばこういうような棚田の指定になった場合、これは地域の人たちが手を挙げればよいと思うのですが、活動加算の話など、市町村に徹底指導をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。